

第2編 大規模震災対策（地震・津波）

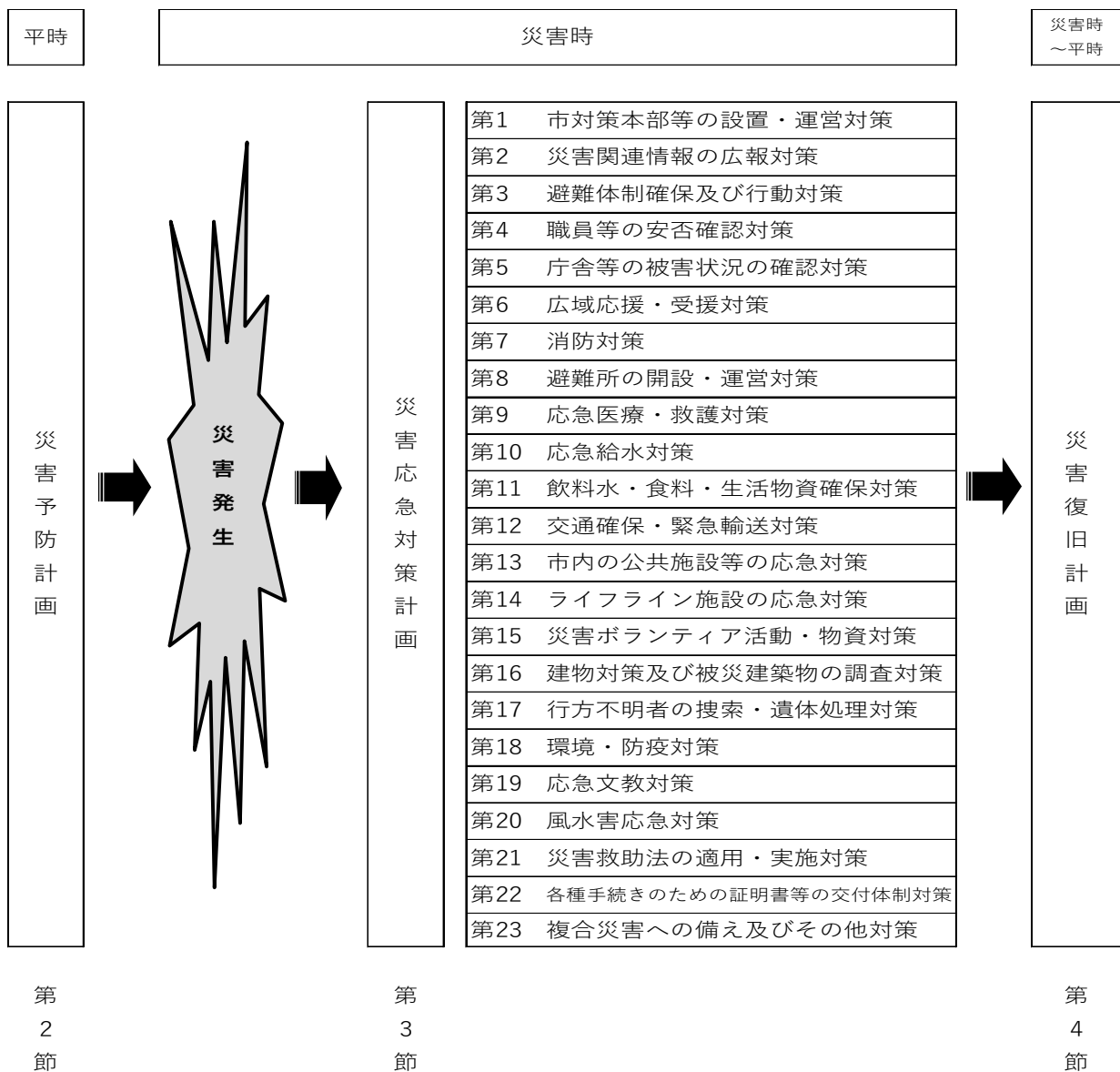
第1節 対策の概括

第1 対策の流れ（災害時の応急対策計画を中心に）

本計画では、平時から災害への備えとしての「災害予防計画」（第2節）、実際に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における発災後から1か月程度後までの「災害応急対策計画」（第3節）、その後における「災害復旧計画」（第4節）までを時系列で整理するものとする。

本編は、本市における最大規模の被害を生じた際の対応を記載していることから、この記載内容を災害対応の基本としながら、第3編の個別災害対策では、被害の規模や状況に応じて、それぞれの対策を講じるものとする。

なお、以降に記載する対策の流れは下記のとおりである。



第2 想定の被災

本計画の「第1編 総則」で想定した大規模震災による被災は、次のとおりである。

表1 日本海沿岸における地震・津波被害想定（被害が最大になる想定を抜粋）

分類	項目	被害数量等
	名称	日本海沿岸における地震（15断層）
	市内最大震度	6.3（震度6強）
建物被害	全壊棟数	920棟（冬の夕方）
人的被害	死者数	約870人（夏の昼間）
		早期避難率が低い場合
	負傷者数	約600人（夏の昼間）
		早期避難率が低い場合
	要救助者数	約1,400人
		（夏の昼間、冬の夕方）
	低体温症要対処者数	約820人（冬の夕方）
	避難者数	約11,000人（発生直後）
（うち避難所内、 外の避難者数）	（7,400人、3,600人）	
上水道	断水人口	直後 8,400人
下水道	支障人口	直後 106,000人
交通施設	道路被害	60か所
	橋梁被害	10か所

※上記の被害数量は、「令和7年6月に北海道が公表した日本海沿岸における地震・津波被害想定」から抜粋。

※被害想定で用いる最大震度及び断層（15断層）は、平成29年の「北海道地震被害想定調査結果」から抜粋。

※想定される被害は、発生する断層や時期、時間帯（「夏・昼」・「冬・夕」・「冬・深夜」）、早期避難率によって異なります

表2 上記地震に伴う最大規模の津波高

分類	項目	影響
自然事象	最大津波高（8.3m）	オタモイ海岸付近

1 津波災害警戒区域及び避難対象地域

本市では、北海道が平成30年5月に指定した津波災害警戒区域図に基づき、避難対象地域を設定する。また、避難対象地域は、津波災害警戒区域の該当地域とし、各地区の避難対象地域は次表に示す。

地区名	避難対象地域町名（全域又は一部）
蘭島・忍路地区	蘭島1丁目
	蘭島2丁目
	忍路1丁目
桃内地区	桃内1丁目
塩谷地区	塩谷1丁目
	塩谷2丁目
祝津・高島地区	祝津1丁目
	祝津2丁目
	祝津3丁目
	高島1丁目
	高島2丁目
	高島3丁目
港湾地区	手宮1丁目
	手宮2丁目
	石山町
	未広町
	錦町
	色内1丁目
	色内2丁目
	色内3丁目
	稲穂5丁目
	港町
	堺町
	入船1丁目
	相生町
	住吉町
	有幌町
	信香町
	勝納町
	若竹町
	築港
船浜地区	船浜町
朝里地区	朝里1丁目
	朝里4丁目
銭函地区	銭函1丁目
	銭函2丁目
	銭函3丁目
	銭函4丁目
	銭函5丁目石狩湾新港西地区・樽川地区

表 3 新型コロナウイルスによる日最大被害数量の想定（令和4年実績）

分類	項目	数量
医療関係	新型コロナウイルス感染症患者数	270人（重症3、軽症267）

第3 災害予防計画の概要

本項では、災害時でも迅速・的確に対応ができるよう、平時から災害に備えることが重要と考えるため、以下の項目で災害予防計画を取りまとめており、詳細は第2節に記載している。

- 第1 市・防災関係機関・市民等の心構え
- 第2 地震等に関する防災知識の啓発・普及
- 第3 地震等に強いまちづくりの推進
- 第4 災害関連情報の伝達手段の多重化
- 第5 物資・防災資機材等の整備・確保の推進
- 第6 避難警戒体制の啓発・普及
- 第7 避難行動要支援者等の要配慮者への対策

第4 災害復旧計画の概要

本項では、被災後の市民生活の早期回復と地域経済の復興支援のために必要な措置について取りまとめており、詳細は第4節に記載している。

第2節 災害予防計画**第1 市・防災関係機関・市民等の心構え**

地震は、ある日突然襲ってくる可能性がある災害であり、現段階ではいつ、どのような被害をもたらすか予想することは困難な状況となっている。さらに、その震源が本計画で想定する留萌沖のような海域で大規模なものであった場合は、2011年の東日本大震災のように大きな津波を引き起こすおそれがあり、複合的な災害に対処する必要が生じてくる。

地震等による被害を最小限にとどめるには、市や防災関係機関を始め、市民一人ひとりの心構えをしっかりと確立しておくことが重要であることから、下記にそれぞれが平時から取り組むべき主な事項を示す。

1 市

- (1) 市民等に対し、あらゆる広報手段を用いて防災知識の啓発・普及活動
- (2) 市職員に対する震災等に関する防災教育、避難所運営などの防災訓練の実施
- (3) 防災関係機関等との平時からの防災に関する情報共有・意見交換
- (4) 避難市民が初動期に一定の生活を送れるよう必要最低限の避難所備蓄品の確保
- (5) 情報伝達手段の一定の多重化を推進し、市民に伝達手段等を浸透

2 防災関係機関

- (1) 各機関における災害対策の専門的な知識・技術の更なる向上
- (2) 市等と連携した防災訓練の定期的な実施

3 市民等

- (1) 自宅等の耐震性の確保、住家内の家具等の固定化など安全性の確保
- (2) 家庭内等での備蓄・非常時持出し品等の事前準備
- (3) 市が発行するハザードマップにより周辺の災害時リスクの確認
- (4) 自宅等から近隣の避難場所、避難所までの避難経路の把握
- (5) 家庭内等での災害時の基本的な対応や役割の話し合い
- (6) 共助を有効とするため、平時から一定の近所付き合い
- (7) いつでも情報を取得できる体制の確保

第2 地震等に関する防災知識の啓発・普及

地震（津波）等による大規模災害からの被害の軽減を図るには、防災対策に関する正しい知識と行動力が不可欠である。さらに、阪神・淡路大震災の教訓などから、大規模地震の発生時には、市及び防災関係機関の通常の防災体制では的確に対応することが困難となることが予想されるため、市民等には、「自らの身の安全は自らが守る」、「自分たちのまちは、自分たちで守る」を基本として、防災知識の普及、啓発を継続して実施する。

また、市職員に対して継続的に防災教育等を実施するとともに、共助としての自主防災組織等の育成強化を図るものとする。

1 市民等に対する防災知識の普及・啓発

(1) 普及・啓発内容

ア 本計画の概要

イ 災害の予防措置

(ア) 防災（地震・風水害）の心得

(イ) 火災予防の心得

(ウ) 要援護者防災対策・自主防災組織等づくり

(エ) その他必要な事項

ウ 災害時の心得

(ア) 災害発生時の心得（室内・屋外）

(イ) 初期消火及び避難時の心得

(ウ) その他必要な事項

(2) 普及方法

ア 防災に係る講習会等の開催

イ 市広報紙・パンフレット、ラジオ、市ホームページ等、各種メディアの活用による防災に係る知識の普及

2 市職員等に対する防災教育

市は、職員に対し、平時から本計画に記載の各々の役割を理解してもらい、防災訓練等を通じ、状況に応じた判断力・実行力を養うとともに、市業務継続計画を継続的な検証により深化させることで災害対応能力の向上を図る。

(1) 教育の実施主体

ア 防災対策全般に係るものは、総務部災害対策室が中心となって実施する。

イ 市対策本部各部の所管部分は、それぞれの所管部が実施することを基本とする。

(2) 教育内容

ア 自然災害の概要に関すること。

イ 本計画の全般及び各部の業務に関すること。

ウ 各職員が果たすべき役割に関すること。

(3) 実施時期

職員教育や各種研修等の場を活用し、効率的・効果的な教育を毎年、継続して実施する。

3 自主防災組織等の育成・強化

災害発生時には、防災関係機関等が現場に到達するまで時間がかかる、あるいは到達できない事態も想定されることから、被害の拡大を防ぐ上でも、地域住民等が、災害発生時の初期から活動することが重要である。

このため、市は、自助・共助の観点からも地域住民等で結成する自主防災組織や事業所等で組織されている防災組織の結成促進と育成に努めるものとする。

(1) 自主防災組織等の育成推進策

- ア 既存の自主防災組織等の取組事例の紹介
- イ 防災講習会等の開催

第3 地震等に強いまちづくりの推進

大規模な地震が発生したときは、耐震性の低い住家が密集していると、建物倒壊や同時多発火災により被害が甚大となるおそれがある。このため、災害による被害を最小限にとどめることを目的として、都市基盤施設の耐震化・不燃化の促進、水道・電気等のライフラインの確保、河川の維持など防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

1 住宅・住環境の防災性向上

建築物の安全化（耐震化・不燃化）を促進するとともに、狭あい道路の改善や空き地の確保に努め、防災性の向上を図る。また、空き家は、所有者等の意識啓発や相談窓口情報の提供のほか、管理不全な物件の解消に努める。

なお、建築物の安全化は下記に留意する。

- (1) 市、防災関係機関及び施設管理者は、大型店舗等不特定多数のものが使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に十分配慮する。
- (2) 市は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (3) 市は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等の促進に努め、特に緊急輸送道路沿道建築物については、積極的な耐震化に取り組むものとする。また、木造建築物については、耐震化とともに延焼のおそれのある外壁等の不燃化の促進を図る。
- (4) 市、防災関係機関及び施設管理者は、建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化を図る。

2 防災拠点の防災性の向上

災害時の防災拠点や避難所となる市有建築物において、機能を継続的に確保するため、建替え、耐震補強など計画的に耐震化を図り、防災性の向上に努める。

3 防災拠点機能の強化

災害時の一時避難場所を拡充するため、これまでの小中学校のグラウンドなどのほか、地域の公園も位置付けを検討するとともに、町内会と連携し、町内会館など地域に密着した施設の活用など多様な避難場所の確保に努める。

4 避難経路や救援動線の確保

災害時の避難経路を確保するため、継続的な道路の維持・管理に努めるとともに、緊急輸送道路の沿道建築物は、耐震化、不燃化の促進に努める。

5 河川の維持管理の継続

地震に伴う津波発生時において、津波が河川を遡上することによる河川の氾濫リスクの低減に努めるため、北海道が管理する2級河川は北海道と平時から情報交換を、普通河川は本市において、河川断面が狭小とならないよう継続的な維持管理に努める。

6 ライフライン施設の安全性向上

災害時の電気やガス、上下水道、通信、鉄道施設の被害を低減するため、耐震化を促進し、継続的な維持管理に努める。

7 港湾施設の防災機能強化

災害時であっても円滑な物流機能を維持するため、防波堤や岸壁などの港湾施設の耐震化の推進、継続的な維持管理に努める。

8 消防力の強化

(1) 消防庁舎、車両等の整備

防災拠点としての消防署所の整備強化を図るとともに、大規模地震発生時に危惧される同時多発火災に対応するため、消防車両等を整備する。

(2) 救急体制の整備

大規模・特殊災害に対応するため、住民の応急救護能力の向上及び救急・救護体制の整備を図る。

(3) 予防体制の整備

市民の防火意識の高揚を図るとともに、事業所における消防用設備等の維持管理、危険物施設等の安全対策指導及び防火・防災体制の充実強化を図る。

(4) 消防水利・資機材の充実強化

耐震性貯水槽の整備等による水利の機能強化に努め、海、河川、プール、民間等で利用可能な水利の確保、地震等災害対策用資機材の充実を図る。

第4 災害関連情報の伝達手段の多重化

平時から災害関連情報を伝達する手段は、現在下記のとおりとなっており、今後とも平時及び災害時においても迅速・円滑に情報が伝達できるよう、可能な限り伝達手段の多重化に努めるものとする。

<現行の災害関連情報の伝達手段>

- 1 市ホームページ（通年）
- 2 広報おたる（年3回程度の特集や情報パレットを用いた情報伝達）
- 3 防災啓発チラシ（1～2年に1度程度）
- 4 小樽市防災マップ
- 5 FMおたる（訓練放送：毎月最終金曜日、防災関連情報のトーク）
- 6 市防災行政無線（毎年、数回の訓練放送）
- 7 Facebook・X・LINE

8 市登録制メール

9 Yahoo! 防災速報

※特に5～9は災害時の情報伝達手段として有効

第5 物資・防災資機材等の整備・確保の推進

平時から災害時に必要な物資・防災資材等の整備・確保することは非常に重要であるため、今後ともこれらの物品を着実に備えるものとする。

1 指定避難所における備蓄品（食料、一時生活に必需品、衛生用品、その他）

2 災害に対応するための防災資機材

※避難所ごとの詳細は第1編第7節第5の指定避難所等の指定及び諸元一覧に記載

第6 避難警戒（誘導）体制の整備及び啓発・普及

市は、災害から市民等の生命・身体及び財産を守るため、災害想定や地域特性に配慮した避難警戒体制を着実に整備し、その啓発・普及に努めるものとする。

1 ハザードマップの整備及び周知

市は、地震や津波等の災害から市民等の安全を支援するため、想定地震に応じた「小樽市揺れやすさマップ」、津波・洪水・土砂災害警戒区域等を明示した「小樽市防災マップ」を整備し、平時から市民等に機会を通じて周知しておくことで、その啓発・普及に努めるものとする。

2 緊急避難場所の指定・整備及び周知

市は、災害が切迫した緊急時において、市民等の安全を支援するため、想定災害の種類毎に、その危険を一時的に回避できる指定緊急避難場所をあらかじめ設定し、平時から市民等に機会を通じて周知しておくことで、その啓発・普及に努めるものとする。

3 避難所の指定・整備及び周知

市は、想定される災害や地区毎の人口、その他の状況を勘案した上で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被災者等を一時的に滞在させるため、適切な場所を指定避難所としてあらかじめ設定し、開設の基準や避難時に持参できるものなど、平時から市民等に機会を通じて周知しておくことで、その啓発・普及に努めるものとする。

第7 避難行動要支援者等の要配慮者への対策

1 避難行動要支援者等の把握

市は、総則に記載したとおり、対象となっている方を定期的に情報の更新をして把握し、個別避難計画票の作成などの事前準備を、着実に進めていく必要がある。

2 避難の実効性の向上

地震及び津波は、ある日突然襲ってくる可能性があり、迅速な避難の実効性を高めるために、市は平時から特に警戒区域に居住のこれらの方々に対して、災害関連情報に常に注意を払ってもらうよう継続的な周知に努める。

特に避難行動要支援者の方においては、現時点では避難支援実施者が見つかっていない方には、近々に支援をいただける方を探していただくか、見つからない場合、近い将来において、警戒区域からより安全な地域への移転を検討いただくよう要請をすることが望ましい。

第8 ライフライン施設の予防対策

地震等によりライフライン施設（上下水道、電気、電話、ガス等）が被害を受けたときは、基本的な都市機能に大きな支障が生じ、市民生活及び経済活動に大きな影響を与えるとともに、人命の救助・救出や避難活動、物資の供給の遅れなど、様々な災害応急対策にも支障をきたすことになる。

このため、市及び各ライフライン事業者は、地震等による災害に備え、次のとおりの予防対策を実施するものである。

1 上下水道施設の予防対策

市（水道局）は、上・下水道施設及び設備被害の軽減を図るための災害予防措置を講じるとともに、防災訓練の実施や防災知識の普及などの職員に対する防災教育の実施に努める。

また、災害時の迅速な応急給水や上下水道施設の速やかな応急復旧が図られるよう、対応マニュアル保有機材の把握や資機材調達ルート確保などを準備しておくとともに、日本水道協会などとの災害応援協定締結や地元水道事業者等の応援体制を確立しておく。

2 電力施設の予防対策

北海道電力ネットワーク(株)小樽支店は、電力施設及び設備被害の軽減を図るための災害予防措置を講じるとともに、防災訓練の実施や防災知識の普及などの職員に対する防災教育の実施に努める。

また、災害時に備え、電力施設の被害情報収集等の連絡体制を確立しておくとともに、施設の速やかな応急復旧が図られるよう、平時から関連事業者と連携を深め、迅速な活動体制を準備しておく。

3 ガス施設の予防対策

北海道ガス(株)小樽支店は、ガス施設及び設備被害の軽減を図るための災害予防措置を講じるとともに、防災訓練の実施や防災知識の普及などの職員に対する防災教育の実施に努める。

また、災害時に備え、ガス施設の被害情報収集等の連絡体制を確立しておくとともに、

施設の速やかな応急復旧が図られるよう、平時から関連事業者と連携を深め、迅速な活動体制を準備しておく。

4 通信施設の予防対策

N T T東日本（株）北海道事業部は、通信施設及び設備被害の軽減を図るための災害予防措置を講じるとともに、防災訓練の実施や防災知識の普及などの職員に対する防災教育の実施に努める。

また、災害時に備え、通信施設の被害情報収集等の連絡体制を確立しておくとともに、施設の速やかな応急復旧が図られるよう、平時から関連事業者と連携を深め、迅速な活動体制を準備しておく。

5 鉄道施設の予防対策

北海道旅客鉄道（株）は、市内の鉄道施設及び設備被害の軽減を図るための災害予防措置を講じるとともに、防災訓練の実施や防災知識の普及などの職員に対する防災教育の実施に努める。

また、災害時に備え、鉄道施設の被害情報収集等の連絡体制を確立しておくとともに、施設の速やかな応急復旧が図られるよう、迅速な活動体制を準備しておく。

第9 津波災害予防対策

市は、市民等の安全で迅速な避難が行うことができるよう、本計画に必要な事項を明記し、被害想定を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民に対し継続的に周知するとともに、地域防災力を生かした避難体制の確立に努める。

1 用語の意義

この対策において、使用する用語の意味は次のとおりである。

- (1) 津波災害警戒区域：津波が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれのある区域
- (2) 避難対象地域：津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波災害警戒区域に基づき市が指定する地域
- (3) 避難目標地点：津波の危険から、住民等がとりあえず生命の安全を確保するために設定する避難の目標地点
- (4) 避難路・避難経路：住民等が避難するための経路で、市や住民等が指定・設定するもの
- (5) 避難場所：津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に市が指定するもの
- (6) 避難所：一定期間の生活を行う施設で、市が指定するもの

2 避難方法

避難方法は、原則、徒歩避難とする。

ただし、次の場合においては自動車避難を認めるものとする。

- (1) 高齢者や障がい者などが相当程度長い距離を避難する場合
- (2) 避難者が自力で避難できない場合

※相当程度長い距離とはおおむね500m以上とする。

3 津波到達予想時間（平成29年2月北海道公表F06'津波断層モデル）

津波到達予想時間は、各地区の津波影響開始時間とする。津波断層モデルは、資料編「2 想定津波波源域」に示す。

〈市内代表地点の津波到達予想時間〉

項目 地区名	津波到達予想時間 (津波影響開始時間) (分)	津波第1波到達時間 (分)	最大遡上高 (m)
蘭島	22	26	4.60
塩谷漁港	21	26	7.83
祝津	27	30	3.41
高島	31	33	4.78
小樽港	32	36	4.55
船浜町	33	36	4.78
銭函二丁目	42	46	6.05

なお、これらの到達予想時間は上記の津波断層モデルを想定した場合のものであり、地震の震源がこれより陸域に近いなど、条件が異なる場合には、ここで表した時間よりも早く津波が来襲する可能性があることに留意が必要である。

4 避難目標地点

避難目標地点は、避難対象地域の外とし、資料編「4 津波災害警戒区域図」に記載されている避難路・避難経路の先の地点を目安とする。

5 避難可能距離

避難可能距離は、次の式により算出する。

$$\text{避難可能距離} = (\text{歩行速度}) \times (\text{津波到達予想時間} - 5 \text{ (分)}) \times 60$$

※歩行速度は、1.0m/秒とする。

(令和6年3月 北海道津波避難計画策定指針による。)

〈各地区の避難可能距離〉

項目 地区名	津波到達予想時間 (津波影響開始時間) (分)	津波到達予想時間 (津波影響開始時間) - 5 (分)	避難可能距離 (m)
蘭島	22	17	1,020
塩谷漁港	21	16	960
祝津	27	22	1,320
高島	31	26	1,560

小樽港	32	27	1,620
船浜町	33	28	1,680
銭函二丁目	42	37	2,220

6 避難路・避難経路

避難路・避難経路については、原則として津波の進行方向と同方向で、標高の高い場所へ向かう道路を通行する。避難路・避難経路は、本編第5節補足資料に示す。

7 避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域外の市が指定している緊急避難場所及び避難所とする。緊急避難場所及び避難所は、本編第5節補足資料に示す。

第3節 災害応急対策計画

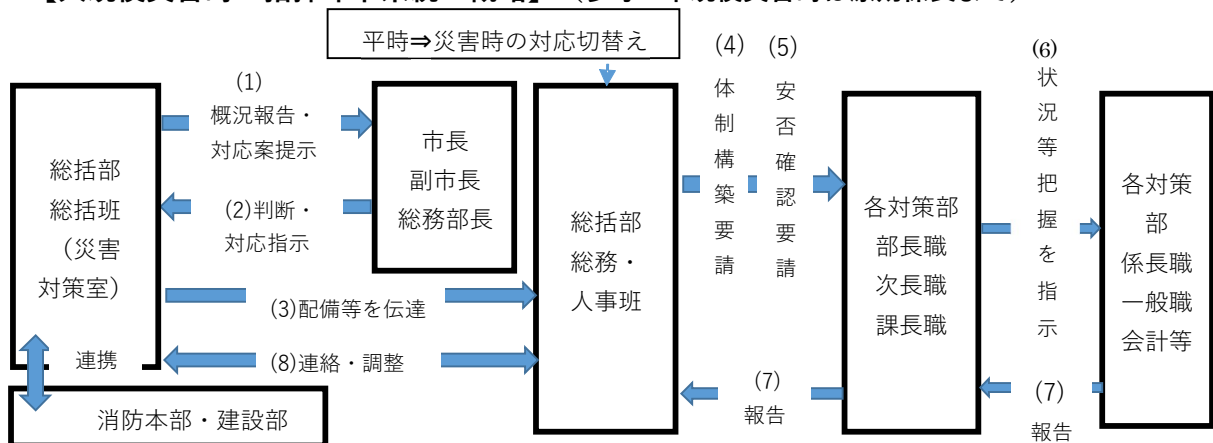
第1 市災害対策本部の設置・運営対策

1 概括

本応急対策計画において、市対策本部の設置が必要な時期は、大規模震災の想定震度6弱以上の地震が発生したときであり、本市の全職員を持って対応に当たる第3非常配備を想定したもので、設置及び指示伝達系統はおおむね下記のとおりである。

なお、震度5弱・5強の中規模震災においても、第2非常配備を想定して市対策本部を設置し、対応すべき内容はこれを準用するものとする。

【大規模災害時の指揮命令系統の概略】（参考：中規模災害時は原則係長まで）



運営に当たっては、市対策本部の設置（市消防庁舎6階講堂）後、市及び防災関係機関は、災害応急体制をとり、迅速に応急対策活動を行うものとする。

運営期間は、本計画の規模であればおおむね1か月を想定しているが、当該災害のおそれがしばらくはなくなったものと判断した場合は、長期にわたる復旧対策は平時の原部の対応に移行し、本部長の判断の下、同本部を解散するものとする。

2 職員の動員計画

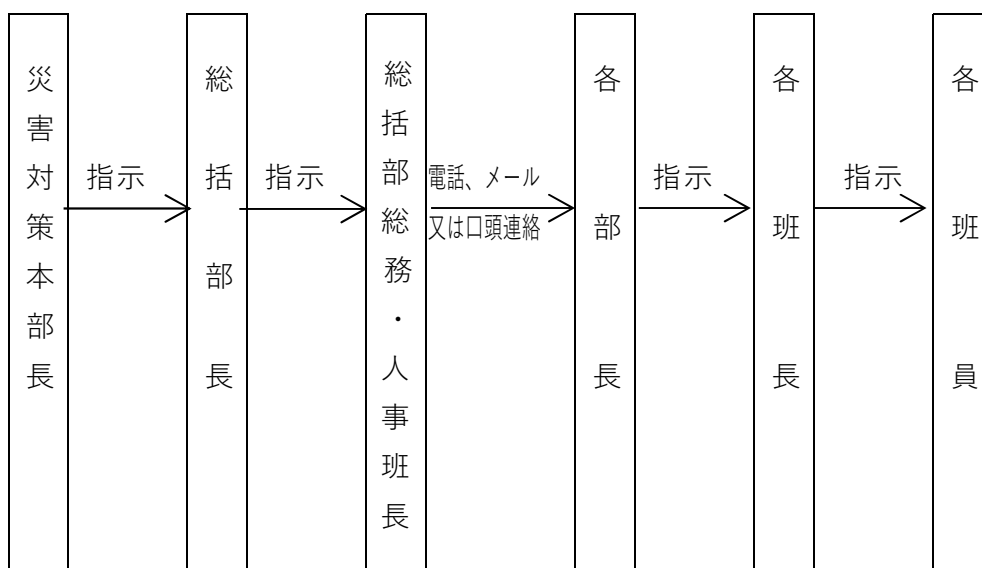
市内に災害が発生した場合において、市民の安全と被災者の保護の万全を図るための応急対策計画は、以下に定めるところによる。

災害時における職員の動員は、市対策本部の配備基準に従って本部長の決定により総括部総務・人事班長（職員課長）が行うものとする。ただし、市長は、本部を設置しない場合においても必要と認めたときは、職員の動員を指示するものとする。

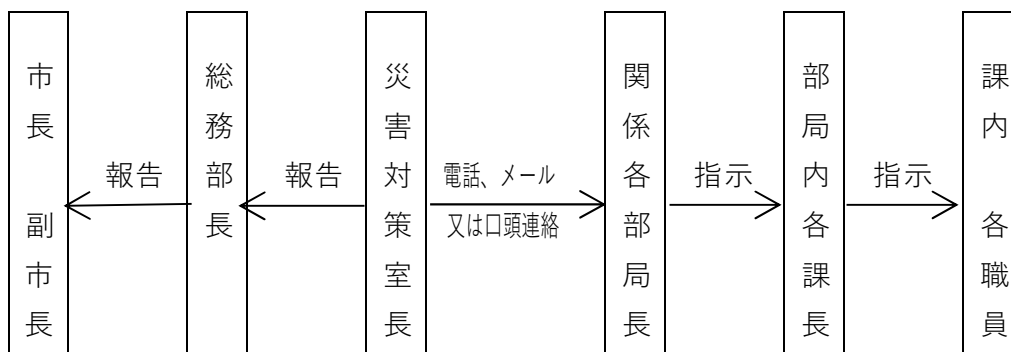
なお、比較的少数の職員を招集する場合（第1非常配備等）は、市災害対策室長が行うものとする。

(1) 平常勤務時間内における動員

- ① 本部を設置し、第2又は第3非常配備体制をとる場合は、原則、下記により直ちに動員の指示・連絡を行うものとする。



- ② 本部を設置しないで第1非常配備体制等の比較的少数の職員体制をとる場合は、原則、下記により動員の指示・連絡を行うものとする。



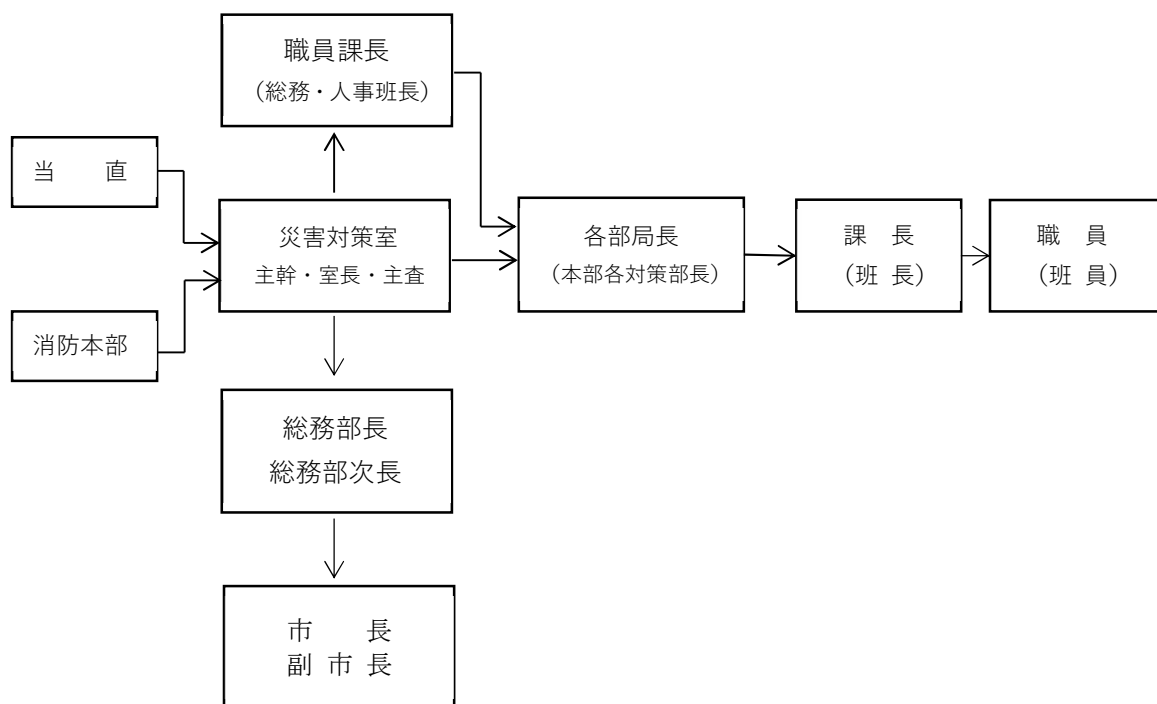
(2) 夜間・休日等勤務時間外における動員の方法

- ① 電話等連絡による動員の指示・連絡

ア 総務部災害対策室主幹（総括部総括班長又は副班長）は、当直員又は消防本部（消防指令センター）等から災害情報の連絡を受けた場合、下記により動員のた

めの連絡を行うものとする。

なお、順次指令システムや登録制メールにより動員を行う場合は、この限りでない。



② 職員の参集

地震、津波、大雨・土砂災害など災害対策基法に基づく災害が、発生した場合、下記により職員参集を行い、非常配備体制の準備を整えるものとする。

ア 本市に震度6弱以上の地震又は大津波警報（3m以上）が発表された場合は、原則、第3非常配備体制（職員全員を参集）をとる。

イ 本市に震度5弱・5強の地震又は津波警報（1m以上）又は津波注意報（0.2m以上）が発生した場合は、原則、第2非常配備体制（係長職以上を参集）をとる。（注1）

ウ 本市に震度4の地震が発生した場合は、原則、第1非常配備体制（課長職以上）をとる。

エ 本市に気象、地象及び水象についての情報、又は気象庁からの警報を受け、発災のおそれが生じる可能性のとき、必要に応じ、第1非常配備体制をとる。（注2）

注1) 津波注意報が発表された場合は、直ちに市対策連絡室を設置して情報収集に当たるほか、係長職は、登庁又は登庁できる体制で準備をしておくものとする。）

注2) 必要により市長（本部長）が非常配備体制を指令する。

(3) 平時からの各部署（各対策部）の動員計画

各部署長は、毎年度ごとに部局内の伝達系統及び災害の規模に応じた（第1～第3非常配備）職員の動員計画を定め、総務部長（総括部長）に提出するとともに、職員に対する周知徹底を図るものとする。

第2 災害関連情報の広報対策

災害時における正確かつ迅速な災害情報等の提供は、被災者をはじめ地域住民の不安の解消、混乱の防止及び応急対策を円滑に実施する上で極めて重要であることから、市は防災関係機関及び報道関係機関とお互いに連携をとりながら、次のとおり広報活動を行うものとする。

1 担当部及び任務内容

市（総括部総括班及び広報班）は、気象管署、防災関係機関及び市対策本部各部等より入手した災害情報を確認・整理し、議会及び報道機関に公表するとともに、あらゆる手段を活用して住民に対し、広報活動を行うものとする。

なお、被災地域の住民及び独居老人など、避難行動要支援者に対する情報伝達は、住民対策部等が消防団や町内会と連携して行うものとする。

2 報道機関に対する情報発表の方法

市（総括部）は、新聞・テレビ・ラジオ等のマスメディアの報道を積極的に活用するため、あらかじめスポークスマンを決めるなどして情報発信窓口を一元化し、定期的取材会見を行うものとする。

(1) 通常発表

通常の場合は、被災後おおむね6時間後にはその時点で把握している被害・対応状況を市対策本部の設置をしている場合は本部長（代理も含む。）、本部を設置していない場合は総務部から行い、その後は状況を勘案しながら定期的実施する。

(2) 緊急発表

緊急の場合は、被害・対応状況に応じて適宜行うものとする。

(3) 発表事項

- ① 災害の種別及び発生年月日
- ② 災害の発生の場所
- ③ 被害状況
- ④ 応急対策の状況
- ⑤ 市対策本部の設置及び廃止

3 住民に対する情報の提供

(1) 住民及び罹災者に提供する災害情報の種類は、おおむね次のとおりとする。

① 緊急広報

災害発生の直前あるいは直後に伝える住民の生命と財産に関わる緊急情報

- ア 災害発生直前の大雨洪水警報、津波情報等
- イ 大地震後の余震情報・津波警報等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、住民の生命又は身体を保護

するため、必要と認める地域住民に対して、安全地域への避難のための立退きをを指示するものとする。

4 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示の区分等

指示権者	区分	要件、指示等の内容	根拠法令等
市長	【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害により人的被害の発生のおそれがあり、要配慮者等、特に避難行動（避難支援者は支援行動、その他は避難準備）に時間を要する者が、避難行動を開始する必要があると認められるとき【警戒レベル3】高齢者等避難を提供	災害対策基本法 第56条
	【警戒レベル4】 避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示	災害対策基本法 第60条
知事	【警戒レベル4】 避難指示	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長が行うべき上記の措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施	災害対策基本法 第60条
警察官	【警戒レベル4】 避難指示	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立ち退きを指示	災害対策基本法 第61条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき	警察官職務執行法 第4条
海上保安官	【警戒レベル4】 避難指示	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立ち退きを指示	災害対策基本法 第61条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	【警戒レベル4】 避難指示	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき、立退くべきことを指示	水防法 第29条
知事又はその命を受けた吏員	【警戒レベル4】 避難指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、立退くべきことを指示	地すべり等防止法 第25条
自衛官	【警戒レベル4】 避難指示	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、警察官職務執行法を準用	自衛隊法 第94条

【警戒レベル3】『高齢者等避難』は、災害が発生するおそれがある状況、すなわち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。避難に時間を要する高齢者等は、この時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

市長から【警戒レベル3】高齢者等避難が発令された際には、高齢者等は危険な場所か

ら避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。

【警戒レベル4】『避難指示』は、災害が発生するおそれが高い状況、すなわち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。居住者等は、この時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

市長から【警戒レベル4】『避難指示』が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。

なお、津波災害は切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に関して発令する避難情報には警戒レベルを付さない。また、どのような津波であれ、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

5 避難情報の発令基準の策定及び住民等への周知

避難情報の発令に当たっては、河川管理者及び水防管理者等の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域や伝達方法を明確にした避難情報の発令基準を策定する。

また、住民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難情報の意味と内容の説明、避難の対象となる区域や避難情報の発令基準について、日頃から住民への周知に努める。

6 避難情報の対象者

避難情報の対象者は、居住者、滞在者、通過者等避難を要すると認められる区域内にいる全ての者とする。

7 避難情報の伝達の方法

(1) 指示事項

伝達すべき事項は、おおむね次の事項とし、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように伝達文を工夫することや、避難情報の対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が住民にとって分かりやすい内容となるよう配慮するものとする。

- ① 避難情報の理由及び内容
- ② 避難場所及び避難経路
- ③ 火災、盗難の予防措置
- ④ 携行品等その他の注意事項

(2) 関係機関への報告等

- ① 避難の事前措置を行ったときは、速やかに総括部総括班を通じて後志総合振興局長へ報告する。報告事項は、発令者、発令の理由、避難の対象区域、発令日時及び避難先等とする。
- ② 警察署に連絡し、協力を得る。

- ③ 避難所を開設するときは、施設管理者等に対し、避難所の管理運営に関することについて協力を要請する。

第3 避難体制確保及び行動対策

1 避難体制

震度の大きな地震（基本的に震度4以上）が発生した際は、まず自助としての市民等の自主的な避難行動によるものとするが、各地域の要配慮者の避難を支援するため、警察や自主防災組織等の協力の下、状況に応じて指定緊急避難場所などへの避難を実施する。

なお、自身が居住する建物が十分に耐震化されており、地震の影響を受けても損壊又は延焼火災の危険がなく、仮にライフラインが止まってしまったときでも自身に十分な備蓄がある場合には、できるだけ居住地に留まることが望ましい。

また、市（市対策本部）は、本編第3節第8「避難所の開設・運営対策」に基づき、状況に応じて開設を決定した避難所の安全を確認した上でこれを開設し、避難者を受入れるものとする。

さらに、地震の発生時に市本庁舎等の各職場に来訪者がいる場合で、避難が必要な場合は、市職員の執務時間内においては、各職場の職員が所定の緊急避難場所に一時的な誘導を行うものとする。

2 避難の順位

避難させる場合には、要介護などの高齢者、身体障がい者、傷病者及び幼児など、要配慮者を優先的に避難させるよう努めるものとする。

3 必要な備品及び給食施設等

避難所を開設した場合に必要な備品及び給食施設等は、その施設の物を借り上げて利用するものとし、消耗資材については、購入するものとする。

第4 職員等の安否確認対策

市、防災関係機関、自主防災組織は、地震などによる災害が発生したときは、情報が混乱することが多いため、正しい情報の収集に努め、できるだけ迅速な安否確認を行うものとする。

1 職員の安否確認

特に大規模な地震の発生においては、その影響を受ける職員が少なからずいると思われるため、各機関において、あらゆる情報通信手段を用いて、職員の安否確認をできる限り迅速に行い、活動できる人員を早期に把握することで、災害に対応する体制を整えるものとする。

2 市民等の安否確認

市（住民対策部、文教対策部）及び自主防災組織等は、市対策本部の体制の下、住民基本台帳や避難行動要支援者名簿などを活用しながら、市民等の安否を確認した上で、その状況を市対策本部に報告する。

また、市民等が安否確認を行うときは、災害伝言ダイヤル（171）やインターネットによる災害伝言板（Web171）を活用することが望ましい。

第5 庁舎等の被害状況の確認対策

市（総括部）は、庁舎の被災後、各対策部の各々の執務室の被災状況の報告を受け、全体の被災状況を速やかに把握し、市対策本部に報告する。安全が確保できていない執務室がある場合は、速やかに代替の執務室に移動するなど状況に応じた対応を行う。

また、防災関係機関は、各々の機関におけるマニュアルに応じて確認を行うものとする。

第6 広域応援・受援対策

市（市対策本部）は、大規模な地震が発生し、救助・救難活動及び医療活動、食料や水の供給等の応急活動において、市単独では対応することが難しいと判断した場合は、被害の状況を把握した後、各法令、協定に基づき防災関係機関、周辺自治体、民間企業に対し、連携・応援を要請して、迅速かつ的確な応急対策活動の実施に努めるとともに、日頃から連絡先の把握を行い、必要な受援体制を整える。

一方、周辺自治体等において災害が発生し、救助・救出、医療活動の支援が必要と判断をした場合は、市は状況に応じて被災自治体の応急対策活動の支援に努める。

1 自衛隊への派遣要請

災害時における自衛隊への派遣要請は、次により行うものとする。

(1) 要請の担当部班

自衛隊の派遣要請事務は総括部総括班において行う。

(2) 要請の基準

自衛隊法に基づき、下記の3つの要件を全て満たす事案について災害派遣を要請する。

- ① 公共の秩序を維持するため、人命等を社会的に保護しなければならない必要性があること。（公共性）
- ② 天災地変等、突発的な事案で、差し迫った必要性があること（緊急性）
- ③ 関係行政機関等（消防や警察を含む自治体や国、民間等）の対応能力を超え、自衛隊以外に適切な手段がないこと。（非代替性）

(3) 具体的な要請事案

区 分		内 容
自然災害	台風・大雨・地震・津波・火山噴火による救出・救助等	○記録的な大雨や暴風雨等の気象状況により発生した事態 ○大規模な地震や津波により発生した事態 ○火山の噴火又は火山活動の活発化等により噴火の恐れがある場合（独居世帯等の孤立、道路冠水、堤防決壊、長期の大規模洪水、大規模火災、人的被害等）
	雪害による救出・救助等	○記録的な大雪や暴風雨等の気象状況により発生した事態（独居世帯等の孤立、車両立ち往生、緊急車両道路の通行障害等）
山岳・海洋等の遭難・事故による救出・救助		○登山等による遭難・事故等が発生した場合（行方不明、人的被害、漁船転覆等）
鳥インフルエンザ発生による防疫措置等		○家きんの殺処分を行う場合で、大規模な飼養規模であること（おおむね10万羽以上）
その他	救急患者の空輸による輸送等	○公の機関が提供すべき標準的な医療サービスが整備されていない場合（離島を主体とする緊急時の患者、医師、手術用具の輸送等）
	その他の事件・事故の発生による救出・救助等	○突発的な事象等の発生により、緊急かつ迅速に人命等の保護が必要な事態（テロ、鉄道、道路、トンネル、エネルギー施設の重大事故等）

(4) 要請の手続き

自衛隊の派遣を要求する場合は、別記様式1に次の事項を記入し、後志総合振興局長に要請を要求する。緊急の場合は電話等により要求し、その後、速やかに文書を提出する。

また、緊急の人命救助に関し、後志総合振興局長に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により後志総合振興局長と指定部隊との連絡が不能である場合には、直接指定部隊長に通報することができる。ただし、この場合速やかに後志総合振興局長に連絡し、手続きを行う。

- ① 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となる事項

(5) 受入れ体制

後志総合振興局から自衛隊の災害派遣が決定した旨の通知を受けたときは、次により措置する。

① 受入れの担当部班

受入れの担当部班は、応援を受ける内容により関係のある部班があたるものとする。

② 現地責任者

本部長は、派遣部隊との協議、連絡を行うための現地責任者を指名する。

③ 活動計画

担当部班は、次の事項について計画を立て、派遣部隊の活動が速やかに開始されるよう必要な準備をする。

ア 応援の作業内容

イ 所要人員及び器材等の確保

ウ 派遣部隊の車両、器材等の保管場所の確保

エ 派遣部隊の滞留場所の確保

④ 派遣部隊到着後の措置

担当部班は速やかに派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と作業内容等について協議し、調整の上必要な措置をとる。

(6) 後志総合振興局への報告

総括部総括班は派遣部隊到着後、必要に応じて次の事項を後志総合振興局地域創生部危機対策室に報告する。

① 派遣部隊の長の職名及び氏名

② 隊員数

③ 到着の日時

④ 作業内容及び進捗状況

⑤ その他参考となる事項

(7) 経 費

① 自衛隊の災害派遣に要する費用は、自衛隊が負担する。

② 自衛隊が防災活動に要する次の費用は、小樽市が負担する。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ 汲取料

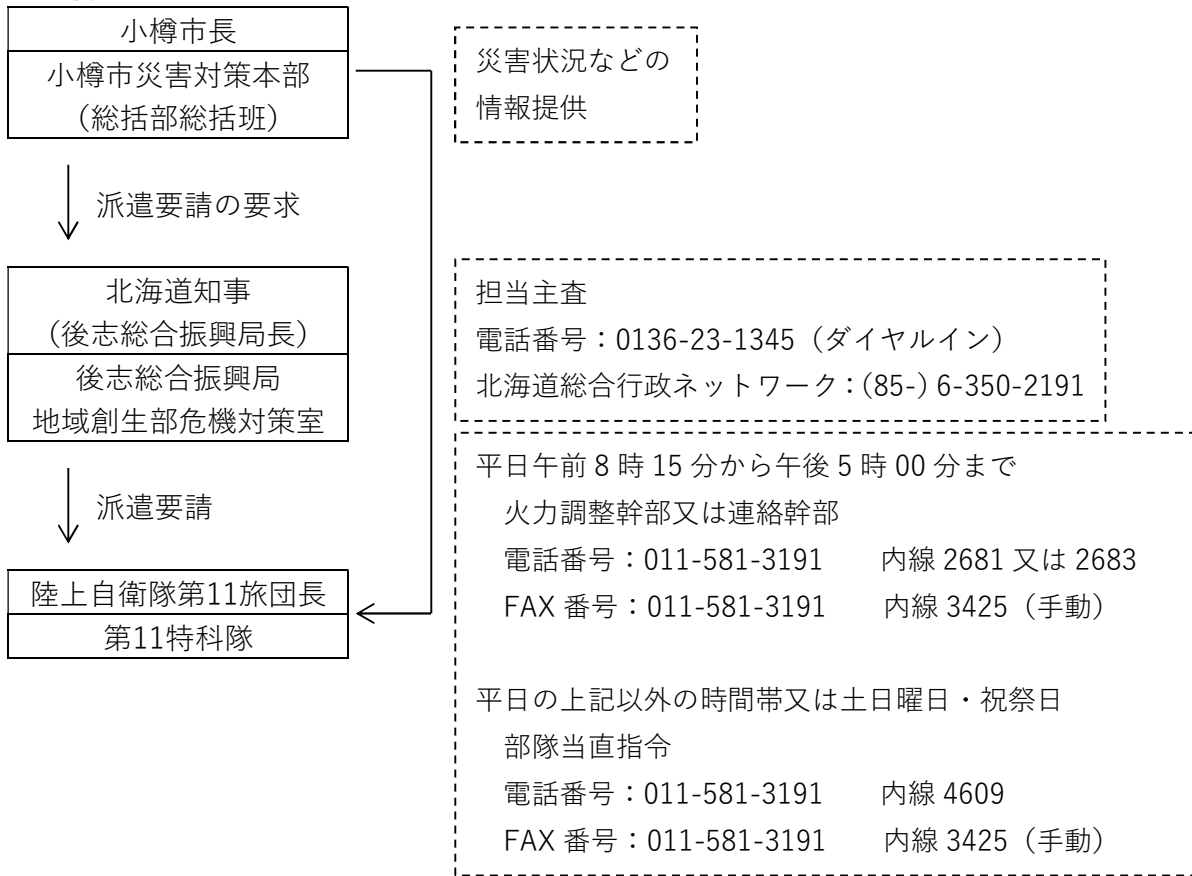
③ その他必要な経費については、自衛隊及び小樽市で協議の上定める。

(8) 撤収要請

本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに別記様式2により後志総合振興局長に対し撤収の要請を依頼する。

ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話等で依頼し、その後文書を提出する。

○災害派遣要請事務の流れ



別紙様式1

樽 災 第 号
(元号) 年 月 日

北海道知事 様

小樽市長

自衛隊の災害派遣の要請について（依頼）

このことについて、 災害のため緊急措置が必要なので、下記により自衛隊の災害派遣を要請したく、依頼いたします。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

(元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日まで (日間)

3 派遣を希望する区域及び活動内容

4 派遣部隊が展開できる場所

5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

別紙様式2

樽 災 第 号
(元号) 年 月 日

北海道知事 様

小樽市長

自衛隊の災害派遣の撤収について（依頼）

(元号) 年 月 日付け樽災第 号において要請した自衛隊の災害派遣について、下記により派遣部隊の撤収を要請したく、依頼いたします。

記

1 撤収要請日時 (元号) 年 月 日 時 分

2 撤収要請理由

2 緊急消防援助隊の要請

本部長は、災害の状況等から本市の消防力及び道内の消防応援では対応が困難と判断した場合、緊急消防援助隊の応援を要請する。

なお、応援部隊の受入れは、北海道緊急消防援助隊受援計画及び小樽市消防受援計画による。

3 協定等に基づく消防応援の要請

本部長は、災害の規模、被害の状況等から本市の消防力のみでは対応が困難と判断した場合、北海道広域消防相互応援協定、後志管内災害発生時応援協力覚書又は北海道消防防災ヘリコプター応援協定書に基づき、必要な応援を要請する。

なお、応援部隊の受入れは、小樽市消防受援計画による。

第7 消防対策

市（消防部）は、市民等からの通報、消防部隊や消防団からの報告などにより情報を収集し、災害状況に応じて活動方針を決定した上で、関係機関との連携の下、消火・救助・救急活動を行う。

1 災害対応体制の確立

- (1) 消防長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要と認めるときは、次の非常配備基準による非常配備を発令し、職員を招集する。

消防非常配備基準

区分		配置時期	配備内容	
			消防本部	消防署
第1非常配備	消防対策連絡室	1 市内で震度4の地震が発生したとき。	1 課長職にある職員 2 各課係長職にある職員のうち消防長が必要と認めた職員	1 課長職にある職員 2 各課係長職にある職員のうち署長が必要と認めた職員
		2 気象、地象及び水象についての情報又は警報を受け、警戒する必要が生じたとき。		
		3 必要により市長（本部長）が当該非常配備を指令したとき。		
第2非常配備	消防対策本部	1 市内で震度5弱・5強の地震が発生したとき。	全職員又は消防長が必要と認めた職員	全職員又は署長が必要と認めた職員
		2 北海道日本海沿岸北部（気象庁津波予報区）「津波警報又は津波注意報」が発表されたとき。		
		3 局地的な災害の発生し、更なる災害の拡大が予想されるとき。		
		4 必要により市長（本部長）が当該非常配備を指令したとき。		

第3 非常 配備	1 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 北海道日本海沿岸北部（気象庁津波予報区） 「大津波警報」が発表されたとき。 3 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において、市長（本部長）が当該非常配備を指令したとき。 4 予想されない重大な災害が発生したとき。	全職員招集
----------------	---	-------

(2) 職員の招集方法等は、小樽市警防業務規程の非常配備をとる場合を準用する。

(3) 消防長は、本市に市対策連絡室が設置されたときには消防対策連絡室を、市対策本部が設置されたときには消防対策本部及び現場指揮本部を設置するものとする。

① 消防対策本部の組織と任務

ア 消防対策本部は、消防庁舎4階消防長室に置き、消防活動の方針を決定して消防部隊の運用を統制するとともに、災害対策本部と連携して関係機関との活動調整を行う。

イ 消防対策本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部付をもって編成し、任務分担は次のとおりとする。

消防対策本部の任務分担

区 分	職	任 務
本部長	消 防 長	消防対策本部の統括に関すること。
副本部長	次 長	本部長の補佐、代理に関すること。
本部員	主 幹 (業務推進・消防団担当)	情報収集及び集計に関すること。
	主 幹 (システム担当)	二次災害発生時の現場指揮に関すること。
	総務課長	消防部総務班に関すること。
	警防課長 救急課長	消防部警防班に関すること。
	予防課長	消防部予防班に関すること。
本部付	本部長が指名した係長職にある職員	本部長及び本部員の特命任務に関すること。

② 現場指揮本部の組織と任務

ア 現場指揮本部は消防署に置き、消防部隊の編成及び活動を管理するとともに、消防部隊を指揮して関係機関と連携した消防活動を行う。

イ 現場指揮本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部付をもって編成し、任務分担は次のとおりとする。

現場指揮本部の任務分担

区 分	職	任 務
本部長	署 長	現場指揮本部の統括に関すること。
副本部長	消 防 課 長	本部長の補佐、代理に関すること。
本 部 員	機動1、2課長 警備1、2課長 銭函1、2課長 手宮1、2課長 オタモイ1、2課長	消防部消防班に関すること。
本 部 付	本部長が指名した係長職 にある職員	本部長及び本部員の特命任務に関すること。

(4) 消防部隊の編成等

- ① 消防部隊の編成は、原則として火災に対応する体制確保を優先するが、火災が少なく、救助、救急事象が多い場合は、これに対応できる編成を優先するものとする。
- ② 消防部隊の指揮は、小樽市警防業務規程実施要綱第2条に定めるほか、必要に応じて指揮隊の増強等を行うこととする。

(5) 消防団の活動体制等

- ① 災害時における消防団の活動は、現場指揮本部長の指揮の下に、消防部隊と連携して活動するものとする。
- ② 消防団が管轄する区域等は、小樽市消防団条例第2条及び小樽市消防団の組織に関する規則別表に定めるとおりとする。

2 消防活動

消防活動は、人命の救助を第一優先とする。

(1) 情報収集及び広報等

① 被害情報の収集

市（消防部）は、以下に掲げる方法で被害情報を収集し、被害の拡大防止について対策を講じる。また、消防本部で集約された被害情報は、速やかに関係部局等へ報告する。

ア 消防本部

(ア) 119番通報

(イ) 消防指令センター高所監視カメラ、防災情報共有システム

(ウ) 市各部対策本部、小樽海上保安部、北海道警察等からの防災関係機関情報

(エ) 報道機関からの情報

(オ) 市内高所からの目視による監視

イ 消防署

(ア) 消防車両による巡視、警戒による情報

(イ) 巡回情報収集班からの情報

- (ウ) 消防団員からの情報
- (エ) 市民等からの情報
- (オ) 市内高所からの目視による監視
- ② 広報及び巡視・警戒
 - ア 消防隊等
 - 被害情報の収集に併せ、二次災害防止のため次について広報及び巡視・警戒を行う。
 - (ア) 停電時の119番通報について
 - (イ) ガス復旧時の火災の警戒
 - (ウ) 停電復旧時の通電火災の警戒
 - (エ) 消火後の再燃警戒
 - (オ) 放火等の警戒
 - (カ) その他災害状況に応じた広報及び巡視・警戒
 - イ 消防団
 - 被害情報の収集に併せ、必要に応じて広報及び巡視・警戒を行う。
- (2) 消火活動の原則
 - ① 火災の早期発見と一挙鎮圧の原則
 - 大火災を防ぐため、早期発見と一挙鎮圧を行う。
 - ② 避難場所及び避難道路確保の優先の原則
 - 延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難道路確保のための活動を行う。
 - ③ 重要地域優先の原則
 - 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、人命危険が高く、かつ、延焼拡大危険の高い地域を優先する。
 - ④ 市街地火災優先の原則
 - 大規模工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災を優先する。ただし、高層建築物で不特定多数を収容する対象物から出火した場合は、人命救助を優先した活動を行う。
 - ⑤ 重要対象物優先の原則
 - 避難所、医療施設、福祉施設、公共施設等の周辺の火災を優先に活動する。
- (3) 救助活動の原則
 - ① 火災現場付近優先の原則
 - 規模が同じ程度の救助事象が同時に発生した場合は、火災現場付近を優先した活動を行う。
 - ② 救助効率重視の原則
 - 同時に複数の救助事象が発生した場合は、原則として少数の隊員で多数の人命を救助できる事象に主力を注ぎ活動する。
 - ③ 多数人命危険対象物優先の原則
 - 不特定多数の者を収容し、パニック等による多数の人命危険が予想される対象物

に事故が発生した場合は、優先して活動し、救助活動を実施する。

④ 救命処置必要者優先の原則

救助は救命処置を必要とする者を優先し、消防団員及び付近住民に協力を求め、救出を行う。ただし、活動人員に対して多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先とし、短時間に1人でも多く救出する。

(4) 救急活動の原則

① 救命活動優先の原則

救急隊は、救命活動を優先する。

② 重傷者優先の原則

救命処置は、救命の処置を必要とする重傷者を優先とし、その他の傷者はできる限り付近住民等による自主的な処置を行わせる。

③ 医療救護班との連携の原則

災害現場においては、災害対策本部を通じて要請した医療救護班（DMAT等）と密接な連携を図る。

第8 避難所の開設・運営対策

1 避難所の開設、基準

避難の必要が生じたときは、災害に種類に応じて開設する避難所を特定し、速やかに開設する。なお、被災状況によっては、民間施設の利用も図るものとする。

避難所を開設する一般的な基準は、次頁のとおりである。

① 震度5弱以上の地震が発生し、市で開設が必要と判断したとき

（開設を特定した避難所において、建物の安全を確認した後に開設）

② 津波警報、大津波警報のいずれかが発表され、市で開設が必要と判断したとき

（上記の（ ）内と基本的に同様）

③ その他の事案により、市が全市的又は個別の避難所開設が必要と判断したとき

（大雨、台風、洪水等の状況で個別に開設する避難所を定める場合あり）

2 避難所の運営

大規模震災時に開設を予定する避難所は、収容力の高い小中学校を中心として約40か所を想定している。

（第1編第7節第5の「指定避難所等の指定及び諸元一覧」を参照）

また、市職員（住民対策部が中心）は、開設を決定した避難所を速やかに開設、運営ができるよう、平時から「避難所運営マニュアル」の内容を把握し準備を整えておき、災害時に速やかな避難所開設に努めるとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した運営を図る。

3 要配慮者への対応

避難所の開設に当たっては、高齢者、障がい者等で避難所での生活において、特別な配慮

を必要とする者（以下「要配慮者」という。）に対して、介護や医療相談等を受けることのできるプライバシーに配慮された空間や必要な物資・器材を確保できるよう、その対応に努めるものとする。

○ 物資・器材の備蓄状況

用途	品目	備蓄数	備蓄場所
就寝用	ダンボールベッド	334	旧天神小学校ほか
空間配慮	テント型（避難ルーム）	300	

4 避難所外避難者への対応

やむを得ない理由により、避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 避難所の感染症対策

避難所において感染症が発生した場合には、まん延を防止するため、第1編第6節第8の「感染症対策の推進」の予防対策例を徹底するなど、必要な措置を行う。

6 福祉避難所

(1) 福祉避難所の開設

専門性の高いサービスを必要とし、避難所での生活が困難な要配慮者のため、必要に応じて、二次避難所として「福祉避難所の開設等に関する協定」を締結した社会福祉施設に福祉避難所の開設を要請するものとする。

○協定締結施設一覧

法人名・施設名	所在地	連絡先 (FAX)
社会福祉法人 ノマド福社会 特別養護老人ホーム はる	赤岩2丁目18番22号	31-2222 (31-2260)
社会福祉法人 小樽育成院 特別養護老人ホーム やすらぎ荘	オタモイ1丁目20番18号	28-2500 (26-2476)
社会福祉法人 北海道宏栄社 北海道宏栄社	天神2丁目8番2号	25-1551 (29-3284)
社会福祉法人 小樽四ツ葉学園 小樽四ツ葉学園	桜3丁目10番1号	54-7404 (54-7428)
社会福祉法人 後志報恩会 和光学園	桜4丁目3番1号	54-7606 (54-6360)
社会福祉法人 志成会 あさりファミリア	朝里川温泉1丁目227番地	51-5188 (51-5188)
社会福祉法人 小樽北勉会 特別養護老人ホーム 朝里温泉	朝里川温泉2丁目708番地1	54-9001 (54-9005)
社会福祉法人 小樽北勉会	朝里川温泉2丁目694番地38	51-2115

ケアハウス朝里温泉		(52-0033)
社会福祉法人 札幌緑花会 松泉学院	見晴町 20 番 2 号	62-2510 (62-6848)

(2) ケアチームの派遣

福祉避難所が開設された場合、市（住民対策部）は、要配慮者への心理的ケアを含む被災者相談や福祉的支援等を行う「北海道災害派遣福祉チーム」（DWA T）の派遣を北海道に依頼し、受入体制を整えるものとする。

(3) 物資・器材の確保

市（住民対策部）は、必要に応じて福祉避難所で使用する寝具等の必要な物資・器材を確保するものとする。

(4) 避難所の仮設

避難に適する施設のない地域又は避難所が使用不能になった場合は、仮設避難所の設営を行う。また、仮設避難所の設営は、市（建設対策部建築住宅班）が担当する。

第9 応急医療・救護対策

災害発生時の応急救護は、傷病者の救命とともに弱者救済や精神不安定者の解消と生活環境安全確保を目的として、的確な情報収集により医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関等と密接な連携の下に実施する。

1 地域災害医療連絡会議の設置

災害発生時には、災害対策本部長の要請により、保健所及び医師会により構成される地域災害医療連絡会議（以下「地災連」という。）を保健所内に設置する。地災連議長を保健所長、副議長を医師会長として、小樽市立病院（地域災害拠点病院^{※1}）を中心に医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係団体のほか、北海道及び外部支援機関^{※2}と密接な連携を図り、医療救護活動を推進する。

※1 地域災害拠点病院とは、災害発生時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能や広域搬送への対応機能のほか、医療救護班の派遣機能などを有し、災害時に必要な医療支援を行うための拠点病院で、小樽市立病院は、第二次医療圏ごとに整備される「地域災害拠点病院」に指定されている。

※2 外部支援機関とは、災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、全日本病院協会災害時医療支援活動班（AMAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、糖尿病医療支援チーム（DIAMAT）、災害時派遣精神医療チーム（DPAT）等の医療保健支援チームをいう。

(1) 組織

地災連の構成は保健所及び医師会を中心とするが、災害の流動的な状況に応じて、地災連の議長及び副議長の権限において、柔軟に変更及び追加できるものとし、連絡組織図は別途「小樽市災害医療マニュアル」（保健所作成）に定める。

(2) 役割

① 災害発生直後からおおむね1週間後を目途とした急性期

地災連及び小樽市立病院災害対策本部（以下「市立病院災害対策本部」という。）は、北海道のほか、外部支援機関である災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び災害医療コーディネーター^{※3}などと連携し、情報収集・医療救護活動計画の策定を行う。

※3 災害医療コーディネーターとは、北海道が委嘱し、災害等が発生した場合に、被災地に必要とされる医療の提供について調整を行い、医療救護活動を補完するため派遣される医師をいう。

② 急性期以降の復興回復期

地災連は、地域医療の復興に向け北海道及び災害医療コーディネーターと連携し、外部支援機関と協議を行い、調整を図るものとする。

③ 平常時

平常時から、保健所、医師会、小樽市立病院及び関係団体は、連携を強化するために災害医療体制に係る情報共有や意見交換を行うとともに、自ら被災することも想定して、災害対策マニュアル及び業務継続計画（BCP）の作成に努めるものとする。また、災害発生時の役割などを踏まえた実践的な教育及び研修を行うほか、防災訓練の実施などを通して関係職員の災害への対応能力を高めるものとする。

2 小樽市立病院（地域災害拠点病院）の役割

小樽市立病院は、地域災害拠点病院として災害時の医療・救護・支援の中心となるほか、市立病院災害対策本部を立ち上げ、DMATと連携し、広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）を活用した最大限の災害医療の供給に努めるものとする。

3 地域災害拠点病院及び地区収容病院と患者収容

(1) 地域災害拠点病院である小樽市立病院は、災害医療を提供する上で、中心的な役割を担う。

(2) 地区収容病院として、以下の基幹病院と補完病院を指定するものとする。

① 基幹病院として、小樽掖済会病院、済生会小樽病院、北海道社会事業協会小樽病院、札幌病院を指定する。

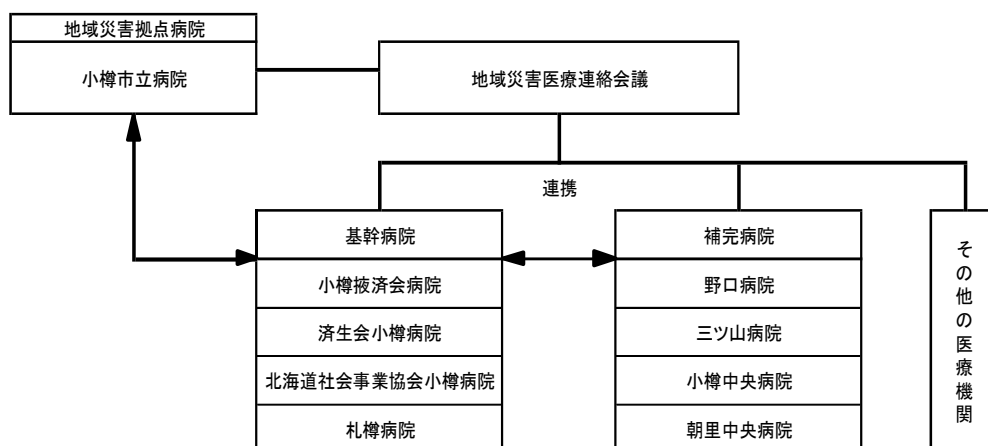
② 補完病院として野口病院、三ツ山病院、小樽中央病院、朝里中央病院を指定する。

(3) その他の医療機関は、可能な限り災害応急医療に当たるものとする。

(4) 災害発生超急性期で、かつ、災害派遣医療チームの支援がない時期においては、小樽市災害対策本部から患者収容の調整が地災連に要請されるため、地災連は、基幹・補完病院のEMIS等による病院機能及び患者受け入れ状況を把握し、市立病院災害対策本部と調整後、患者搬送先を決定する。

(5) 患者収容調整は、小樽市立病院内の災害派遣医療チーム活動拠点本部を中心に引き継ぐものとする。

【地域災害拠点病院及び地区収容病院（基幹・補完病院）】



4 救護所の設置

地災連は、市内医療機関の被災状況を勘案の上、必要に応じ北海道及びDMAT等の外部支援機関の援助の下に、救護所を設置する。なお、設置場所及び期間等は市対策本部と協議の上決定する。

5 避難所及び在宅の要配慮者対策

地災連は、EMISによる避難所情報等に基づき、障がい者、高齢者、人工透析患者、慢性疾患患者及び乳幼児等の要配慮者に対して、外部支援機関と協働し医師・保健師等による巡回相談と診療を実施する。

6 協力を要請する関係団体

地災連は、大災害発生時には多くのマンパワーと大量の薬剤や治療材料が必要となるため、予想される業務支援や各種材料等の確保について、市対策本部を通じて次の関係団体に協力を要請し、緊急事態に対処する。特に備蓄の難しい各種医療器材や医薬品については、災害時における優先供給の確保に努めることとする。

【協力を要請する関係団体】

小樽市医師会、小樽市歯科医師会、小樽薬剤師会、北海道看護協会小樽支部（災害支援ナース）、北海道臨床衛生検査技師会小樽地区会、小樽後志放射線技師会、小樽栄養士会、北海道柔道整復師会小樽ブロック、北海道理学療法士会後志支部、北海道作業療法士会後志支部等

7 市域内及び市域外への搬送要請

災害現場や救護所から各医療機関等への患者搬送については、消防本部及び医療機関のほか、DMAT等の救急車を基本とするが、大災害時には市域外病院への搬送も必要と

なるため、災害対策本部は、市立病院内DMAT活動拠点本部及び北海道DMAT調整本部の協力の下に、速やかに北海道、札幌市、自衛隊又は海上保安本部等のヘリコプターの出動、自衛隊・警察車両等を要請する。この際、小樽市立病院屋上ヘリポートを優先使用するが、状況に応じて臨時のヘリポートを消防本部と協議し設置する。

8 医療活動等

災害時の実際の医療活動等の詳細については、別途、小樽市災害医療マニュアルに定める。

第10 応急給水対策

市（上下水道対策部）は、災害により水道施設が被災し、飲料水の供給が不可能になったとき、市民等に最小限の飲料水を供給するものとする。また、市民等の生活を守るために行う応急給水については、次に定めるところによるものとする。

1 給水対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

2 補給水利

配水管の全部又は大部分が破損し利用できない場合の給水は、配水池及び浄水場から取水して行う。

3 給水の方法

- (1) 被害の規模、給水の緩急及び需要の度合い等情勢を的確に判断し、医療機関や避難所などの重要施設等へ計画的に供給する。
- (2) 運搬給水に重点をおき、水道局に常備する下記の給水車両及び容器をもって行う。なお、必要に応じ、市有散水車及び水槽付ポンプ自動車等を動員して行う。

令和7年8月1日現在

給水車両	加圧式給水車（2トローリータンク車）	1台
	加圧式給水車（1.5トローリータンク車）	1台
	給水タンク積載可能車	1台
	普通貨物自動車	1台
	軽四輪貨物自動車	1台

給水用容器	給水タンク（車載用1.5ト）	1基
	給水タンク（車載用1ト）	2基
	給水タンク（車載用0.5ト）	1基
	緊急用給水コンテナ（組立式1ト）	7基
	ポリ容器（18ℓ入）	100個
	ポリ袋（10ℓ入）	3,000枚
	ポリ袋（6ℓ入）	6,700枚
	ポリ袋（5ℓ入）	900枚

4 住民への周知

給水に当たっては、広報車の巡回等により給水拠点の場所及び給水方法について、地域住民に周知する。

5 水道施設の応急復旧

水道施設の復旧については、臨時共用栓、消火栓及び医療用施設等民生安定と緊急を要するものを優先的に行う。

6 応援の要請

自ら行う飲料水の供給が困難な場合は、北海道、市町又は関係団体へ応援を要請するほか、災害時における物資供給等に関する協定の締結先に供給を要請するものとする。

第11 飲料水・食糧・生活物資確保対策

災害時において、食料の確保が困難となることが予想されるため、市だけではなく市民一人ひとりが生活に最低限必要な物資を日頃から備蓄し、備えておくことが大切である。

市は、災害時に迅速に食料などの生活必需品等を配給するため、備蓄や民間事業者との協定等に基づき、被災者に必要な物資を確実に届けられるよう、備蓄の整備に努めるとともに、女性等に配慮した備蓄品の確保に努める。

1 家庭内備蓄の推進

市は、市民等に対して、国が推奨する「最低3日間、推奨1週間」分の食料、携帯トイレ等の備蓄に努めるよう普及・啓発に努める。

2 行政による生活物資の備蓄

市は、市民とともに平時から想定される災害を勘案し、備蓄に取り組まなければならない。特に、寒冷地における寒さ対策や、近年の異常気象による暑さ対策としての備蓄にも取り組まなければならない。

市は、市民とともに平時から想定される災害を勘案し、備蓄に取り組むとともに、生命を維持するために必要な食料、トイレなど備蓄の推進に努める。（現状の備蓄は、別表のとおり）

3 応急配給品目

配給品目は、長期保存が効き、災害時でも栄養価が摂取できるもので対応する。
また、乳幼児に対しては、原則として液体ミルクを配給するものとする。

4 食料の調達供給方法

(1) 備蓄食料

炊き出しが実施されるまでの応急用として、各指定避難所に備蓄している乾燥米（アルファ化米）及びクラッカー等を配給するものとする。

(2) 業者調達

下記の業者から調達するほか、災害時協定を締結している民間業者等に必要な食料の提供を要請するものとする。

○調達品目及び調達先

品目	名称	所在地	要請先	電話・FAX番号
米穀	北海道中央食糧(株) 小樽支店	手宮1-3-1	支店長	電話 22-5147 FAX 25-3712
	(株)シヨクレン北海道 札幌支店	銭函5-57-5	支店長	電話 0133-72-7880 FAX 0133-72-7881
パン	(株)平野商店	奥沢1-25-7	代表取締役社長	電話 32-3838 FAX 32-3837
	小樽製パン(株)	札幌市東区東苗穂 10-2-19-20	代表取締役社長	電話 011-791-2114 FAX 011-791-0618
インスタント食品等	東洋水産(株) 北海道事業部 北海道工場	銭函5-61-1	総務経理課	電話 0133-75-3201 FAX 0133-75-3211
水産練製品	一正蒲鉾(株) 北海道事業部	銭函3-263-10	一正蒲鉾(株) 北海道事業部	電話 62-4192 FAX 62-5344

(3) 北海道知事への要請

上記(1)・(2)の方法により食料を調達できない場合、又は必要な数量を確保できない場合は、後志総合振興局長を通じて知事に食料確保を要請するものとする。

5 米飯等の炊き出し

米飯の炊き出しは、次の学校給食の施設を利用して実施するものとし、「大規模災害時における炊き出し等に関する協定」の協定締結先に炊き出しを要請するものとする。

なお、炊き出しが困難な場合で米飯業者等に発注することが実情に即すると認められるときは、業者から購入して支給する。

また、小樽市社会福祉協議会、日本赤十字社小樽市地区などに依頼し、関係するボランティアや市民等の協力により、避難所等で炊き出しを実施する。

○炊き出し施設

施設名	所在地	調理能力	電話番号
学校給食センター	真栄1丁目8番1号	1日 40,000食 (1回につき)	☎ 33-9449

6 食料の配給

- (1) 被災者に対する食料の配給は、原則として避難所において実施する。
- (2) 給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において配給する。
- (3) 食料の配給については、町会等の協力により公平かつ円滑に実施するものとする。

7 被災者に支給する衣料、生活必需品の調達とその供給

上記を迅速、確実にを行うための計画は、次のとおりとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、その条項の定めによるものとする。

(1) 実施責任

① 市（財政対策部管財班）

被災者に対する災害応急物資等の調達（飲料水・食糧以外の生活物資）

② 市（住民対策部物資支援班）

被災者に対する物資の集積場所からの各種物資の給与・配送

(2) 給与又は貸与の対象者

- ① 災害により、住宅が全焼、全壊、流失、半壊、半焼、又は床上浸水となった者で、被服、寝具その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者
- ② 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者

(3) 給与又は貸与物資の種類

- ① 寝具 タオルケット、毛布、布団等
- ② 外衣 洋服、作業衣、子供服等
- ③ 肌着 シャツ、パンツ等
- ④ 身の回り品 タオル、靴下、サンダル、傘等
- ⑤ 炊事道具 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
- ⑥ 食器 茶碗、皿、箸等
- (4) 日用品 石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等
- (5) 光熱材料 マッチ、プロパンガス等

8 調達方法

(1) 備蓄物資の払い出し

次の品目については、市及び日本赤十字社小樽市地区において備蓄してあるものを必要量払い出すものとする。

品名	保有数	備蓄場所	管理者
毛布	36枚	市役所別館	小樽市

	30枚	小樽市総合福祉センター内	日本赤十字社小樽市地区
日用品セット	10セット	小樽市総合福祉センター内	日本赤十字社小樽市地区

(2) 業者調達

備蓄物資が足りない場合又は備蓄品目以外の物資が必要な場合は、市内業者から調達するほか、災害時における物資供給等に関する協定の締結先に調達を要請するものとする。

なお、速やかな物資調達が可能となるよう、協定締結等の推進に努めるものとする。

(3) 北海道知事への要請

市内業者や協定締結先から必要物資を調達することが困難な場合は、後志総合振興局長を通じて知事へ支援を要請する。

9 給与又は貸与の方法

給与又は貸与に当たっては、物資配分についての計画を策定し、調達物資の受払いの状況を明確にする。

別表 備蓄品保有状況

備蓄品保有状況

(令和8年1月31日現在)

食料関係		衛生用品関係		防寒関係		その他			
アルファ化米	8,850 食	簡易トイレ	340 個	毛布	5,800 枚	避難所用テント(大)	1 張	ガソリン携行缶	37 缶
レトルト米	1,860 食	携帯トイレ	16,220 個	電気毛布	5 枚	災害時避難所用テント	300 個	車載アンプスピーカー	9 台
クラッカー	11,480 食	ユニバーサルトイレ	1 個	寝袋	244 枚	プライベートルーム(テント)	1 張	業務用扇風機	10 台
パン	3,192 食	大人用 紙おむつ(アウトター)	2,760 枚	敷きマット	200 枚	防護服・シューズカバー・キャップ	10 枚	折りたたみベッド	10 台
液体ミルク	192 缶	大人用 パット	4,725 枚	カイロ	1,440 枚	やかん	10 個	OAタップ	70 個
哺乳ボトル	192 個	子供用 紙おむつ	1,280 枚	石油ストーブ	93 台	ブルーシート	2,123 個	飛沫防止パーテーション	90 個
		おしりふき	12,096 枚	灯油容器	68 個	防災セット(7つ道具)	55 個	電気ポット	40 個
		トイレトペーパー	1,344 個	灯油ポンプ	68 個	メガホン	15 個	LED投光器	110 個
		生理用品(昼用・夜用)	11,368 枚	灯油ドラムポンプ	68 個	ヘルメット	15 個	ビニール手袋(100枚入)	189 個
		救急箱	60 個	段ボールベッド	334 個	ウォータータンク(2個入)	68 個	ビニールエプロン(50枚入)	189 個
		マスク(50枚入)	378 個	赤外線ヒーター	40 台	段ボール間仕切(高さ90cm、145cm)	454 個	フェイスシールド	630 個
		アルコール消毒液	126 個	赤外線ヒーター台	40 台	移動式発電機	39 個	ゴミ袋45ℓ(30枚入)	63 個
		液体石鹸	189 個			コードリール(50m)	35 個	布ガムテープ	240 個
		ペーパータオル(200枚入)	189 個			コードリール(30m)	73 個	非接触型赤外線体温計	65 個
		塩素系消毒液	63 個						

第12 交通確保・緊急輸送対策

市（建設対策部）及び道路等の各管理者は、災害時において道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して罹災者の保護を図る場合は、次により実施するものとする。

1 実施責任者

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和27年法律第180号）及び河川法（昭和39年法律第167号）に定めるそれぞれの管理者が行うことを原則とするが、災害の規模及び障害の内容等により各管理者は、相互に協力して障害の除去に努めるものとする。

2 実施担当部

市道における障害物除去の実施は、市（建設対策部及び消防部）がこれに当たり、また、市道以外の道路は、各道路管理者が行うものとするが、単独の管理者では作業実施が困難な場合は、相互に応援を要請し、連携をしながら対応に当たるものとする。

3 除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、また、与えると予想される場合、並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は次のとおりとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するために速やかにその障害物の除去を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川の溢水の防止と護岸等の欠壊を防止するため、必要と認める場合
- (4) その他、公共的立場から必要と認められた場合

4 除去の方法

除去の方法は、原則として応急対策器具を用いて行うものとし、状況に応じて土木業者の協力を得て、速やかに実施するものとし、実施に当たっては原状回復ではなく、応急的な除去に止めるものとする。

除去した障害物は、付近の遊休地を利用して集積するものとする。

5 現有機動力

冬期間は、民間事業者等の除排雪機械を配備しているため、啓開作業が可能な当該重機で作業対応に当たるものとする。それ以外の期間は、各道路管理者が所有している重機のほか、民間の建設事業者に支援を要請し、保有している重機も併せて作業対応に当たるものとする。

災害時における被災者の避難、災害応急対策要員の移送並びに応急対策用資材及び救助のための物資の輸送を迅速かつ確実に行うための方法等については、次に定めるところによるものとする。

災害時輸送は、第1次的には別表 市有車両をもって行うものとし、災害の規模に応じて、緊急時における輸送業務に関する協定に基づき行うものとする。

6 輸送の範囲

- (1) 被災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 応急対策のための必要な人員、器材等の輸送
- (4) 飲料水の確保と運搬給水
- (5) 救援物資の輸送
- (6) その他災害対策本部が行う輸送

7 道路輸送

市有車両の配車計画及びその実施は、市（財政対策部管財班）が行うものとする。

8 海上輸送

海上輸送の必要が生じた場合は、市有船舶及び関係機関の協力並びに船舶の借り上げによって行うものとする。

なお、海上輸送の計画及び実施は、市（港湾対策部）が行うものとする。

9 空中輸送

災害による被災者の救助や物資の輸送等において空中輸送の必要が生じたときは、後志総合振興局を經由して自衛隊ヘリコプター等の派遣要請を行うものとする。

なお、派遣要請等の手続きは、市（総括部総括班）が行うものとする。

別表 市有車両（水道局・病院局を除く。）令和7年10月1日現在

種 別	台 数
乗用車	23台
貨物	17台
軽自動車	31台

第13 市内の公共施設等の応急対策

道路や橋梁、港湾、急傾斜地の対策施設などの基盤施設、市庁舎や学校などの公共施設の管理者は、地震等による災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、市民生活や経済活動を着実に支援するため、まず被害情報を収集した上で、被災した施設の早期の応急復旧に努める。

1 道路や橋梁、港湾、急傾斜地の対策施設などの基盤施設の応急対策

小樽開発建設部や後志総合振興局小樽建設管理部及び市（建設対策部）は、緊急輸送や市民等の安全を確保するため、危険箇所や被害程度の把握を迅速に行った上で、防災関係

機関に連絡調整を行うとともに、必要な資機材・人員の確保を図りながら、応急復旧工事を実施する。

また、各施設の管理者は、二次災害の防止を図り、緊急輸送路を確保するため、倒壊した建物、街路樹、その他の構造物などの障害物の速やかな除去に努める。

2 急傾斜地等の応急対策

後志総合振興局小樽建設管理部は、二次災害の防止を図り、緊急輸送路を確保するため、急傾斜地法等に基づき北海道が指定している急傾斜地崩壊危険区域の被害程度を把握し、防災関係機関と連携を行いながら、速やかな応急復旧対策に努める。

3 公共施設の応急対策

市庁舎や学校などの公共施設の管理者は、二次災害の防止を図るため、被害状況を市へ報告した上で、各施設の利用者等の安全を確保しながら、施設の応急復旧対策に努める。

第14 ライフライン施設の応急対策

上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の事業者は、地震等の大規模な震災が発生した際、市民生活や経済活動を維持するため、速やかに災害被害情報を収集するとともに、二次災害の防止と早期の施設の応急復旧に努める。

1 上下水道施設の応急対策

市（上下水道対策部）は、速やかに上下水道に関する災害被害情報を収集し、市民周知を行うとともに、二次災害の防止と早期の施設の応急復旧に努める。

また、被害状況により資機材や人員が不足する場合は、各種締結をした応援協定等に基づき、復旧用資機材や人員等の派遣要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施に努める。

2 電力施設の応急対策

北海道電力ネットワーク(株)小樽支店は、速やかに電力供給に関する災害被害情報を収集し、市民周知を行うとともに、二次災害の防止と早期の施設の応急復旧に努める。

また、被害状況により資機材や人員が不足する場合は、関連事業者に対し復旧用資機材や人員等の派遣要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施に努める。

3 ガス施設の応急対策

北海道ガス(株)小樽支店は、速やかにガス供給に関する災害被害情報を収集し、市民周知を行うとともに、二次災害の防止と早期の施設の応急復旧に努める。

また、被害状況により資機材や人員が不足する場合は、関連事業者に対し復旧用資機材や人員等の派遣要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施に努める。

4 通信施設の応急対策

N T T 東日本 (株)北海道事業部は、速やかに通信に関する災害被害情報を収集し、市

民周知を行うとともに、二次災害の防止と早期の施設の応急復旧に努める。

また、被害状況により資機材や人員が不足する場合は、関連事業者に対し復旧用資機材や人員等の派遣要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施に努める。

5 鉄道施設の応急対策

北海道旅客鉄道（株）は、速やかに市内の鉄道に関する災害被害情報を収集し、市民周知を行うとともに、二次災害の防止と早期の施設の応急復旧に努める。

また、被害状況に応じて、迅速な応急復旧活動の実施に努める。

第15 災害ボランティア活動・物資対策

災害時の応急対策においては、各種ボランティアの活動が大きな役割を果たすことから、ボランティア活動の円滑な実施を実現するため、次のとおり定める。

1 災害ボランティア活動の環境整備

小樽市社会福祉協議会は、平常時から市や北海道社会福祉協議会及び日本赤十字社などとの連携体制や災害ボランティアセンター運営体制などを定める「小樽市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の整備、資機材の確保、人材の育成に努める。

2 災害ボランティアセンター

(1) 設置・運営

小樽市社会福祉協議会は、次のいずれかに該当するとき、円滑な災害ボランティア活動を推進するため、災害ボランティアセンターを設置・運営する。

- ① 市からの要請があったとき。
- ② 小樽市社会福祉協議会が設置の必要があると判断したとき。

(2) 設置場所

災害ボランティアセンターの設置場所は、ウイングベイ小樽1番街内とする。

ただし、被災状況等の事情により同所に設置することが困難なときは、市と小樽市社会福祉協議会とで協議の上、市が設置場所を確保するものとする。

(3) 業務

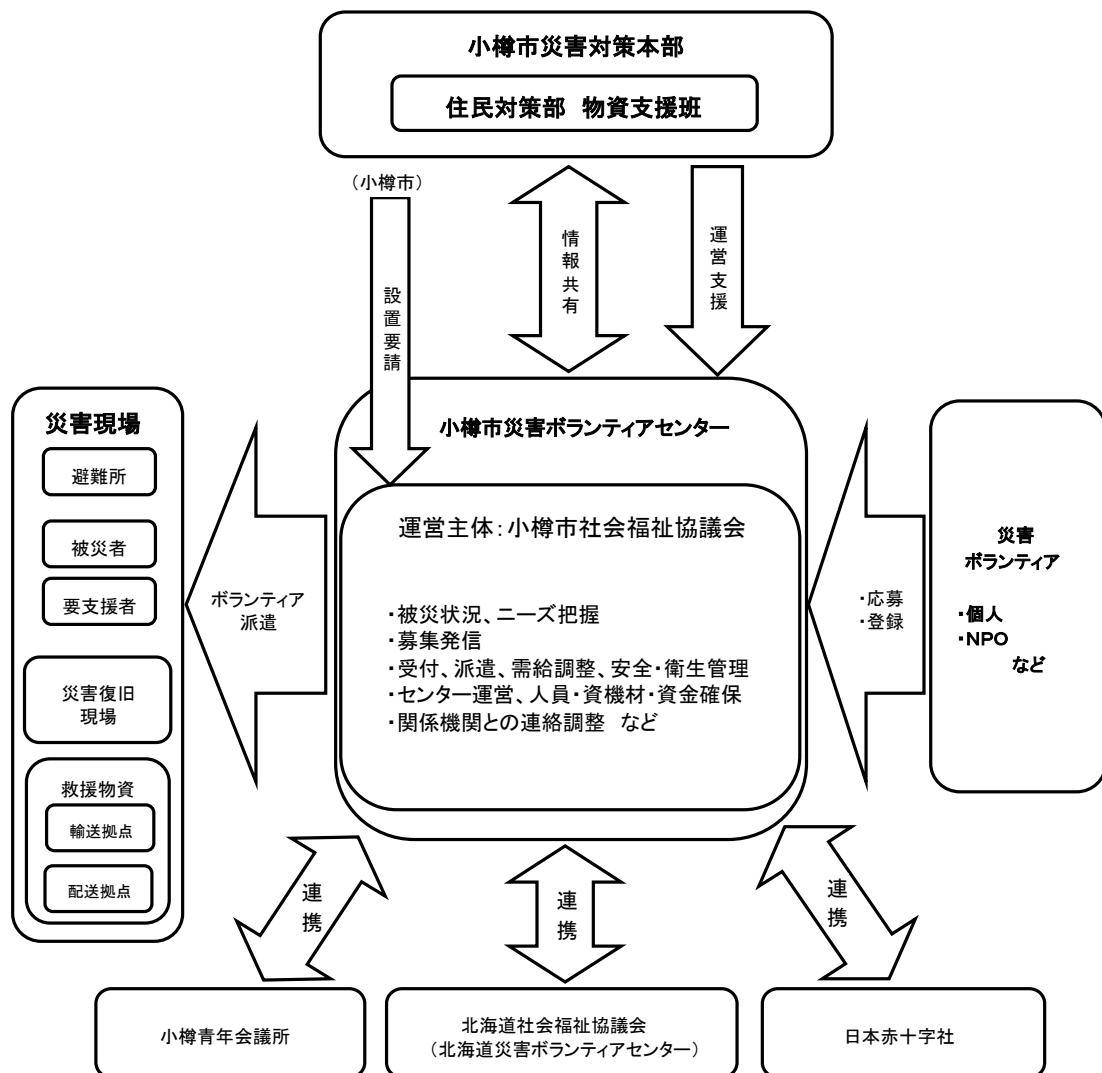
- ① 被災状況、被災者ニーズの把握
- ② 災害ボランティア募集等の情報発信
- ③ 災害ボランティアの受付、派遣及び需給調整並びに安全・衛生管理
- ④ 災害ボランティアセンター運営及び被災者ニーズへの対応に必要な人員、資機材及び資金の確保
- ⑤ 北海道社会福祉協議会、小樽市青年会議所等の関係機関との連絡調整
- ⑥ その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

(4) その他

その他災害ボランティアセンター設置・運営に必要なことについては、小樽市社会福祉協議会が定める。

3 災害ボランティア（NPO、専門団体等を含む。）の主な活動内容

- (1) 救援物資の仕分け、配送、配分
- (2) 避難所の管理、運営の補助
- (3) 被災、安否、生活情報の収集・伝達
- (4) 避難行動要支援者の介護、看護の補助
- (5) 給水、炊き出し、食料の配布
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽作業
- (7) 清掃及び防疫
- (8) 被災建築物の応急危険度判定
- (9) 災害応急対策事務の補助
- (10) 救急・救助活動
- (11) 医療・救護活動
- (12) 外国語通訳
- (13) 無線を使用した非常通信
- (14) 被災者の心のケア活動
- (15) 被災母子のケア活動
- (16) 被災動物の保護・救助活動



第16 建物対策及び被災建築物の調査対策

大規模な地震などにより、多数の建物被害が発生する事態が予想されるため、まずは居住できるか否かの判断を専門の目で見て、二次災害の防止に努めることが重要である。

1 建物対策

市（建設対策部）は、地震等により家屋が被災し居住できなくなった場合、又は被災者の避難所生活がわたって肉体的・精神的に大きな負担が生じた場合は、公営住宅の空き室を確保するなど、被災者の住居の確保に努める。

また、市（建設対策部）は、大規模な地震が発生し、災害救助法が適用された場合、被災者に対して応急的な住宅の供給に努める。

2 被災建築物の調査対策

市（建設対策部）は、地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、応急危険度判定士等を活用して、被災建築物危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握をして二次災害を防止し、住民の安全確保に努める。

3 建物の解体・撤去

建物の解体・撤去は、原則その施設所有者が実施する。

4 市営住宅等の一時入居

市（建設対策部）は、市営住宅に空き部屋がある場合、家屋が被災し居住できなくなった市民等に対し、速やかに一時入居の募集を行うとともに、道営住宅やその他の公営住宅の管理者に対して一時入居募集を行ってもらうよう要請する。

第17 行方不明者の搜索・遺体処理対策

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理、埋葬等については、次により実施するものとする。

1 実施責任者

(1) 市長及び市（住民対策部を中心）

災害救助法が適用された場合には、北海道知事が行い、市長がこれを補助する。

ただし、災害救助法第13条第1項の規定により委任された場合には、市長が行う。

なお、遺体の処理のうち洗浄等の処理及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

(2) 警察官

(3) 海上保安官

2 実施の方法

(1) 行方不明者の搜索

① 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情から既に死亡していると推定される者

② 捜索の実施

ア 市長は、警察署及び海上保安部等と連携を図りながら、状況に応じて必要な人員を確保した捜索班を編成（住民対策部を中心とする。）し、捜索活動を行うものとする。なお、被災の状況によっては、地域住民の応援を得て実施するものとする。

イ 遺体が他の市町村に漂着していることが予想される場合は、その市町村に対し、次の事項を明示して捜索の応援を要請するものとする。

(ア) 遺体が漂着又は埋没していると思われる場所

(イ) 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

(2) 遺体の収容処理

① 対象者

災害の際、死亡した者で、災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない場合、又は死亡した者の遺族がいない場合

なお、収容した遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族等に引き渡すものとする。

② 収容処理の範囲

遺体の搬送等

第18 環境・防疫対策

市（環境対策部）は、災害発生等に伴って排出される廃棄物（ごみ、し尿、がれき類等）はできる限り短期間に処理し、環境保全に努めるものとする。なお、本市のみで処理することが困難な場合は、道及び近隣市町村に応援を求め、実施するものとする。また、公害等の2次災害防止のため、事業者に対し、防止策や施設の点検等を要請するものとし、市民等には、災害時の環境衛生について啓発に努めるものとする。

市（衛生対策部）は、災害発生時の状況に応じて、防疫班を編成し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく防疫活動を実施する。

1 環境対策

(1) 組織

① 廃棄物・環境対策班

管理課・ごみ減量推進課・環境課・清掃事業所・施設管理担当主幹をもって組織する。

（廃棄物対策）

廃棄物処理及び清掃作業を効率的に実施するため、北しりべし廃棄物処理広域連合、委託業者や許可業者等の協力を得ながら処理に当たるものとする。

（環境対策）

業者の協力を得ながら適正な処理に当たるものとする。

(2) 初期活動

① 廃棄物・環境対策班

当面、次の初期活動を行い、処理活動を開始するものとする。

ア 廃棄物対策

(ア) 市職員及び車両並びに委託業者の作業員及び車両の掌握と確保

(イ) 廃棄物処理施設の被害状況の把握及び早期復旧対策

(ウ) 中央下水終末処理場（MICS処理施設）の被害状況の把握

(エ) 道路・下水道等の生活関連施設の被害状況の情報収集

委託業者においては、通常の収集地区の現況を把握し、市にその状況を通報するよう協力を要請する。

(オ) ごみ・し尿の収集作業に関する広報活動

(カ) 民間処理業者の受入体制の把握及び被害状況の情報収集

(キ) 仮設トイレの確保及び避難場所等への設置依頼

(ク) 災害廃棄物処理実施計画の立案及び運用

イ 環境対策

(ア) 常時監視測定局（4局）の被害及び大気の状態の把握及び処置

(イ) 有害物質等を使用している工場・事業場の被害状況の把握及び応急対策

(ウ) アスベスト建築物及び貯油施設等の被害状況の把握

(3) 広報活動

① 被災地区住民等に、必要に応じて緊急非常放送システムや指導車による巡回放送等の方法により、ごみ・し尿の収集作業及び仮設トイレの設置等についての広報を行う。

② 大気汚染物質が緊急時における濃度を超えた事態が生じたときは、北海道に通報するとともに、必要に応じて緊急非常放送システム等により市民に対し、周知するものとする。

(4) ごみの収集等

① 収集運搬体制が整い次第、順次、収集作業に当たるものとする。

② 被災地区の生ごみ等を優先的に、一般的なごみはその後に収集するものとし、市民等に協力を要請するものとする。

③ がれき類等は、公共・民間施設等の受入等の調整を図りながら、処理について対応するものとする。

(5) し尿の収集

① 被災地区を重点的に収集し、トイレの使用を早急に可能にするものとする。

② 避難が実施された場合には、避難所を重点的に収集するものとする。

(6) 清掃施設等の状況

① 埋立処分場

名称	所在地	処理区分	容量	電話番号
小樽市廃棄物最終処分場	桃内2丁目 113番地 4	一般廃棄物 [生活系、事業系] 産業廃棄物 [燃えがら、汚泥、鉋さい、 動植物性残さ、ばいじん]	1,270,000m ³	26-1448

小樽市産業廃棄物最終処分場	塩谷1丁目 22番地	産業廃棄物 [廃棄土砂、がれき類、建設木くず、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず]	6,097,770m ³	26-4433
---------------	---------------	--	-------------------------	---------

② ごみ処理施設（北しりべし廃棄物処理広域連合管理運営）

名 称	所 在 地	処理能力	電話番号
北しりべし広域クリーンセンター	桃内2丁目111番地 2	ごみ焼却施設 焼却炉 197t/日 灰溶融炉 15t/日 リサイクルプラザ 不燃、粗大ごみ 36t/5h 資源ごみ系統 37.8t/5h	28-3753

③ し尿処理施設

名 称	所 在 地	処理能力	電話番号
中央下水終末処理場 (MICS処理施設)	色内3丁目12番3号	30 k ℓ / 日	29-2545

④ 清掃車両保有台数
ア ごみ関係

区 分	パッカー車・プレス車	その他の車	その他車両内訳	
直 営	2 台	14 台	リフト付き2トンドンプ 軽トラック 軽ワゴン	1 台 11 台 2 台
委託業者	40 台	27 台	軽トラック バン コンテナ トラック（キャブオーバー）	8 台 1 台 1 台 11 台
許可業者	70 台	74 台	軽トラック バン コンテナ トラック（キャブオーバー）	5 台 7 台 3 台 12 台
計	112 台	115 台		

イ し尿関係（全て委託業者）

車 種	台 数	積 載 計
1. 8 k ℓ バキューム	1 台	1. 8 k ℓ
2. 5 k ℓ バキューム	1 台	2. 5 k ℓ
4. 0 k ℓ バキューム	1 台	4. 0 k ℓ
6. 8 k ℓ バキューム	1 台	4. 2 k ℓ
計	4 台	12. 5 k ℓ

・委託業者

(ア) 路線ごみ収集運搬 2 法人

(株)クリーンサービス	塩谷1丁目5番1号	64-5300
(株)おたる清掃社	朝里川温泉1丁目219番地4	54-8603

(イ) 資源物収集運搬 2 法人 1 協同組合

(株)クリーンサービス	塩谷1丁目5番1号	64-5300
(株)おたる清掃社	朝里川温泉1丁目219番地4	54-8603
小樽資源リサイクル協同組合	港町1番1号	21-7771

(ウ) し尿収集運搬 1 法人

(株)クリーンサービス	塩谷1丁目5番1号	64-5300
-------------	-----------	---------

・許可業者

(ア) 一般廃棄物収集運搬（限定なし） 6 法人

(株)北海道木村	銭函4丁目161番地4	0133-72-6028
(有)小原興業	朝里川温泉1丁目219番地4	54-8316
(有)松本産業	奥沢4丁目28番7号	34-1677
(株)小樽衛生化学工業	桜2丁目26番35号	54-7506
(株)オーシーシー	若松2丁目8番15号	22-5600
(株)クリーンサービス	塩谷1丁目5番1号	64-5300

(イ) 産業廃棄物処分（がれき類中間処理許可業者） 5 法人

日本道路(株)（小樽アスコ）	塩谷1丁目1番45号	26-4711
北進産業(株)	塩谷1丁目1番43号	26-4402
(株)山修嶋田建業	入船3丁目16番7号	32-2017
小樽建設産業(有)	幸2丁目14番1号	32-3550
宮本土建工業(株)	奥沢1丁目19番4号	25-8787

⑤ 仮設トイレ保有台数

	1 人 用	計
汲 取 式	7 6 台	7 6 台

・ 保有業者

(株)クリーンサービス	塩谷1丁目5番1号	64-5300
(株)カナモト小樽営業所	築港6番7号	33-7411
北海産業(株)小樽営業所	手宮1丁目6番1号	24-4500
(株)共成レンテム小樽営業所	塩谷2丁目1番8号	28-3511
アクティオ(株)小樽営業所	塩谷1丁目1番10号	26-2611

2 防疫対策

(1) 防疫班の編成

防疫班は、一班に4人を標準とし、一班で100戸/日処理するものとする。

(2) 使用器具

器具器材名	確保数
残留塩素測定器	3
噴霧器	2

(3) 防疫用車両

車両の種類	確保数
ワゴン車	2 台

(4) 防疫業務実施方法

① り災家屋・避難所の消毒、防疫指導

家屋内の消毒については原則として薬剤配布を行い、避難所については衛生的な管理状況を確保するための指導を行う。

また、り災現場周辺の公共施設においては、消毒のための薬剤散布を実施する。

なお、消毒方法は、感染症法施行規則第14条の規定に基づき、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行うとともに、消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

<主たる薬剤保有状況>

10%塩化ベンザルコニウム

② そ族・昆虫等の駆除

そ族・昆虫等の生息場所の駆除を実施する。なお、駆除方法は、感染症法施行規則第15条の規定に基づき、対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除を行うとともに、駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民等の健康及び環境への影響に留意する。

<主たる薬剤等保有状況>

そ族：捕そ器 昆虫：ピレスロイド系殺虫剤等

(5) 感染症予防の措置

感染症のまん延防止に必要があると認めるときは、感染症法第15条第1項の規定に基づく調査を行う。

また、避難所においては、避難者が集団生活により、感染症を発生しやすい環境となるため、防疫班は避難所を巡回し、避難者の健康状態を定期的に把握するとともに、手洗いや消毒、マスク着用など基本的な感染症予防を徹底するよう継続的な呼びかけを行う。

なお、感染症法に規定する二類感染症の患者の入院施設は、以下のとおりである。

施設名	収容人員	住所	電話	備考
小樽市立病院	6	若松 1-1-1	25-1211	結核病床4 感染症病床2 (第二種感染症指定医療機関)

(6) 避難所の感染症対策備蓄品

新型コロナウイルス等の感染症対策として、以下の備蓄品を備えている。

【避難所1か所当たりの平均在庫数量】

令和5年10月1日現在

品名	備蓄数
使い捨てマスク	300枚/1か所
非接触型赤外線体温計	1基/1か所
アルコール消毒液（1リットル）	2本/1か所
液体石鹼（250ミリリットル）	3本/1か所
ペーパータオル（200枚/1箱）	3箱/1か所
ビニール手袋（L）	300枚/1か所
エプロン（50枚/1箱）	3箱/1か所
フェイスシールド	10個/1か所
ゴミ袋	30枚/1か所
段ボールベッド	5台/1か所
間仕切り	5台/1か所
ハイター（600ミリリットル）	1本/1か所
布ガムテープ	3巻/1か所
飛沫防止用パーテーション	1台/1か所

第19 応急文教対策

市（文教対策部）は、災害に際し、学校施設（別表）が被災し、通常の学校教育に支障を来した場合においては、早急に応急教育の実施を図る。また、文化財の保全についても万全を期すものとする。

1 応急教育対策

(1) 休校措置

① 基準

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条及び第79条に基づき実施する。

② 周知の方法

P T A、町会等の地域住民組織のほか、広報車等で周知する。

(2) 学校施設の確保

市内小中学校との連絡を密にし、応急対策を立てる。

① 校舎の一部が使用できない場合、特別教室、屋内運動場等を利用するものとする。

② 校舎の全部又は大部分が使用できない場合、最寄りの学校校舎又は公共施設等を利用するものとする。

③ 授業等教育活動の円滑な実施に向け、学校ごとに職員連絡網などにより、教育職員の確保に努めるものとする。

2 学用品の調達並びに支給

(1) 支給対象者

災害の程度、状況、紛失等調査の上、決定する。

(2) 支給方法

状況に応じて、日時、場所を含め決定する。

(3) 支給品目

状況により異なるが、教科書、教材、文房具、通学用品を支給する。

(4) 学用品の調達

災害区域等の関連で決定

3 学校給食対策

災害の程度、状況等で決定されるが、食中毒、感染症防止の観点から保健所との連絡を密にして行う。

4 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例、小樽市文化財保護条例による文化財の所有者並びに管理者は、常に物件の保全と保護に当たり、災害が発生したときは小樽市教育委員会に被害状況を連絡し必要な指示を受けるとともに、物件の復旧に努めるものとする。

名 称	所 在 地	区 分 (指定・登録年月日)	管 理 者
旧日本郵船株式会社 小樽支店	色内3-7-8	重要文化財 (昭和44年3月12日)	小樽市
旧手宮鉄道施設	手宮1	重要文化財 (平成13年11月14日)	小樽市
旧三井銀行小樽支店	色内1-3	重要文化財 (令和4年2月9日)	公益財団法人似 鳥文化財団
小樽港防波堤施設	手宮1地先ほか	重要文化財 (令和8年1月15日)	北海道開発局 小樽開発建設部
にしん漁場建築 (鯨御殿)	祝津3-228	北海道指定有形文化財 (昭和35年5月31日)	小樽市
木造五百羅漢像	潮見台1-19-10 (宗圓寺内)	北海道指定有形文化財 (平成6年2月9日)	宗圓寺
木造聖観音立像	富岡1-19-21 (浅草観音寺内)	小樽市指定有形文化財 (平成11年11月3日)	浅草観音寺
日本銀行旧小樽支店	色内1-11-16	小樽市指定有形文化財 (平成14年9月17日)	日本銀行
旧三井銀行小樽支店	色内1-3-1	小樽市指定有形文化財 (平成29年2月16日)	(株)ニトリ 小樽芸術村
J R 小樽駅本屋・ プラットホーム	稲穂2-22-15	国登録有形文化財 (平成18年3月27日)	J R 北海道
旧青山家別邸 主屋・文庫蔵・板塀	祝津3-63	国登録有形文化財 (平成22年9月10日)	小樽貴賓館 旧青山別邸
銀麟荘旧本館 グリル銀麟荘	桜1-1-2他	国登録有形文化財 (令和5年2月27日)	株式会社 ニトリ
手宮洞窟	手宮1-3-4 (手宮洞窟保存館)	国指定史跡 (大正10年3月3日)	小樽市
西川家文書	小樽市総合博物館内	小樽市指定有形文化財 (令和3年9月30日)	小樽市
稲垣益穂日誌	小樽市総合博物館内	小樽市指定有形文化財 (令和3年9月30日)	小樽市
花園公園設計図	小樽市総合博物館内	小樽市指定有形文化財 (令和3年9月30日)	小樽市

林家旧蔵アイヌ風俗 画画稿	小樽市総合博物館内	小樽市指定有形文化財 (令和5年1月26日)	小樽市
海岸ノ漁場屏風 (鯉盛業図屏風)	小樽市総合博物館内	小樽市指定有形文化財 (令和6年3月28日)	小樽市

第20 津波災害応急対策

1 市対策本部の設置

北海道日本海沿岸北部に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表された場合、消防庁舎6階講堂に市対策本部を設置することを原則とする。

2 職員動員

(1) 平常勤務時間内

- ① 本部長は、非常配備基準に基づき、職員動員の指示をする。
- ② 職員は、上司の指示又は非常配備基準に基づき非常配備体制をとるものとする。

(2) 夜間・休日等勤務時間外における動員

- ① 市総括部総務班員（災害対策室）又は同部副部長（災害対策室長）は、当直員又は消防本部（消防指令センター）から災害関連情報の連絡を受けた場合、まず本部長を始めとした緊急連絡網に定められた市職員に連絡し、対応方針を決定した上で、基本伝達事項が着実に伝わる手段での連絡を順次行う。
- ② 各対策部長（各部局長）は、非常配備基準に基づき非常配備体制をとるものとする。

(3) 職員の参集

本市に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表された場合、震度4以上の地震が発生した場合は、本計画に基づき、本部員及び本部班員は原則、参集し、非常配備体制をとるものとする。

- ① 原則、津波警報が発表された場合は、第2非常配備体制、大津波警報が発表された場合は、第3非常配備体制をとる。（津波注意報が発表された場合は、直ちに市対策連絡室を設置して情報収集に当たるほか、係長職は、登庁又は登庁できる体制で準備をしておくものとする。）
- ② 震度4の地震が発生した場合は、原則、第1非常配備体制をとる。
- ③ 震度5弱・5強の地震が発生した場合は、原則、第2非常配備体制をとる。
- ④ 震度6弱以上の地震が発生した場合は、原則、第3非常配備体制をとる。

避難広報や避難誘導等を行うときは、避難誘導等に従事する者の安全を確保する。

また、津波災害警戒区域内での活動は、気象庁が発表する津波到達予想時刻の10分前までとし、無線機、携帯電話等の情報伝達機器を携行しておく。

3 避難指示の発令時期

避難指示の発令については、北海道日本海沿岸北部に大津波警報又は津波警報のいずれかが発表された場合は、後述の「避難指示の発令の判断基準」に基づき、原則自動的に行う。

4 避難指示の伝達方法

避難指示の伝達先・伝達方法は次表のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当対策部	伝達手段		伝達先
総括部 (災害対策室)	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
	FMおたるラジオ放送		聴取者
	電話・FAX・電子メール		後志総合振興局 小樽開発建設部 札幌管区気象台 小樽警察署
	登録制メール		登録者
総括部 (広報広聴課)	ホームページ・Facebook・X・小樽市公式LINE		PCユーザー等
消防部 (消防本部)	消防車		住民等(巡回ルート)
	電話・FAX・電子メール		消防団
住民対策部(福祉総合相談室)	電話・FAX・電子メール		福祉保険部が所管する要配慮者施設
住民対策部 (介護保険課)	電話・FAX・電子メール		所管する要配慮者施設
住民対策部 (生活安全課)	電話・FAX・電子メール		町内会、自主防災組織、避難支援関係者
	広報車		住民等(巡回ルート)
文教対策部 (教育委員会)	電話・FAX・電子メール		学校等

5 協力・助言を求めることのできる機関

機関名(連絡先)	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台地震火山課	・気象、津波の警報等に関すること。

【電話番号011-611-6125】	
小樽開発建設部 【電話番号0134-23-5119】	・災害対策用機械等の支援に関すること。 ・直轄施設の被害情報に関すること。
後志総合振興局 地域創生部危機対策室 【電話番号0136-23-1345】	・災害情報及び被害情報に関すること。 ・避難対策に関すること。

6 避難指示の解除

当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報又は津波警報が解除された段階を基本として解除する。

ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

7 避難指示等の伝達文

下記は、伝達文の例であり、災害に備えて平時から用意しておくものとする。

(1) 避難指示の伝達文の例（大津波警報又は津波警報が発表された場合）

■緊急放送！緊急放送！※1
 ■こちらは、小樽市です。
 ■大津波警報（又は、津波警報）が発表されたため、●●地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。
 ■直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。※2

(2) 避難指示の伝達文の例（停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

■緊急放送！緊急放送！※1
 ■こちらは、小樽市です。
 ■強い揺れの地震がありました。
 ■津波が発生する可能性があるため、●●地域に避難指示を発令しました。
 ■直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。※2

(3) 津波注意報が発表された場合の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！※1
 ■こちらは、小樽市です。
 ■津波注意報が発表されたため、海の中にいる人は、海から出て、直ちに海岸から離れてください。津波は、繰り返し来襲しますので、津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。

※1 できるだけ高い場所という表現ではなく、地域の実情に応じて、指定緊急避難場所などの具体的な避難先を呼びかけてもよい。

(4) 緊急速報メールの文例

(避難指示（大津波警報）・北海道防災情報システムを使用した場合）

<p>小樽市：避難指示 00/00 00:00 地区：沿海地区 避難所：指定緊急避難場所 理由：大津波警報発表 備考：沿海部の方は、直ちに高台等へ避難し、身の安全を確保してください。 詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。</p>
--

8 活動体制の確立

(1) 市対策連絡室の設置

災害が発生又は発生するおそれがあるときは、市対策本部に移行できる準備組織として、関係部局で構成する市対策連絡室を設置し、第1編総則に定めるところにより、気象官署からの予報及び警報並びに災害情報を迅速かつ適正な把握に努める。

(2) 市対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生したとき、又は大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれかが発表されたときは、直ちに市対策本部を設置するとともに、第3節災害応急対策、第2の災害関連情報の収集・伝達等対策に定めるところにより、非常配備体制をとる。

(3) 職員の動員・非常配備

① 執務時間中の動員

第2の災害関連情報の収集・伝達等対策に定めるところによる。

② 休日又は退庁後等の動員

「職員初動マニュアル」に基づき、参集するものとする。

9 避難指示の発令

大津波警報又は津波警報が発表されたときは、避難対象地域の住民及び滞在者に対して市長は避難指示を発令するものとする。

< 避難指示の発令基準 >

基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難指示の発令対象区域
1 大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される別表1に示す区域
2 津波警報が発表された場合	海岸堤防等がない又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される区域（当該区域の定めがない場合は、最大クラスの津波により浸

	水が想定される別表1に示す区域)
3 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けることができない1～3に該当する区域

※ どのような津波であれ、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。

※ 津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため、海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることを考慮する。

※ 遠地地震の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

10 情報収集体制

- (1) 市対策本部（市対策連絡室）は、震度4以上の地震が発生した場合、又は津波注意報が発表された場合、直ちに地区情報責任者（第1編総則、第3消防の体制）に情報を伝達し、海面の状態の監視を指示する。
- (2) 地区情報責任者は、海面の状態を監視し、消防本部（消防指令センター）に報告するものとする。
- (3) 市対策本部（市対策連絡室）は、札幌管区气象台及び地区情報責任者からの地震・津波情報等を気象予報及び警報等の伝達計画に基づき入手し、必要に応じ沿岸住民への広報伝達を行う。

11 災害広報活動

地震発生時や津波予報及び警報発表時における情報の提供等の広報活動は、災害広報計画に定めるあらゆる広報媒体を利用して実施するが、地震発生から津波到達までの時間が短い場合は、迅速な広報活動が要求されるため、避難対象地域に対する警報等の伝達については、次により行う。

- (1) 緊急非常放送システムを使用しての放送（FMおたるの活用）
- (2) 消防署のサイレン信号（水防計画のサイレン信号を使用）
- (3) 消防車両等による広報
- (4) 市広報車による広報
- (5) 消防団員による戸別訪問

12 避難誘導

避難誘導に当たっては、本編第5節第3の「市民等を避難させる場合の判断基準と対応」に基づくものとするが、大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれかが発表された場合や、沿岸地域において、強い揺れ、（震度4以上）又は、1分程度以上のゆっくりとした揺れを感じた場合など、津波襲来のおそれがある場合は、緊急避難体制として、別表1に示す津波災害避難対象地域に居住する市職員、消防団員及び警察官等が緊急避難場所や付近の高台へ誘導する。

特に、高齢者、身体障がい者及び幼児などの要配慮者を優先的に避難させるよう努めるものとする。

13 避難所の開設

- (1) 原則、震度5弱以上の地震が発生した場合、又は津波警報若しくは大津波警報のいずれかが発表された場合で、市が開設を必要と判断したときは、市の要請により避難所の管理者が開設する。
- (2) 避難所開設に至った際は、できる限り速やかに市職員（住民対策部）を避難所に派遣し、施設の安全確認を行い、施設管理者と連携を図りながら、避難所を開設するとともに、避難者の協力のもと、避難所内を良好な生活環境に努めるものとする。
- (3) 夜間・休日等において、市職員の派遣に限りがある場合は、消防団員を避難所に派遣し、開設に努めるものとする。

14 津波災害警戒区域及び避難路等の設定

津波災害警戒区域は、北海道が津波災害地域づくりに関する法律に基づき、平成30年5月に指定した浸水域とする。

主な避難路は、原則、指定避難場所等に至る幅員6m以上の公道とする。また、避難経路は、本編第5節補足資料にある津波浸水想定区域図に示す。

津波災害警戒区域における要配慮者利用施設：下表のとおり

番号	所在地	要配慮者利用施設
1	手宮1丁目5番30号	ユイ・ドリーム館
2	手宮1丁目5番28号	Y u i ・たかしま
3	高島1丁目1番11号	ワークセンター・ひかり
4	手宮1丁目5番26号	ワークセンター・やまびこ
5	手宮1丁目5番25号	W o r k s h o p ・さくら
6	手宮1丁目5番24号	ライフサポート・たかしま館
7	手宮1丁目5番28号	相談支援事業所・結
8	高島2丁目2番20号	野上屋ハイツ
9	高島1丁目1番12号	しおさいハイツ

10	手宮1丁目5番30号	みずほハイツ1号館
11	手宮1丁目5番30号	みずほハイツ2号館
12	手宮1丁目5番30号	ドリームハイツ
13	手宮1丁目5番24号	こまちハイツ1号館
14	手宮1丁目5番24号	こまちハイツ2号館
15	手宮1丁目5番27号	かがやきハイツ
16	銭函2丁目36番113号	リハビリ特化型通所介護らく楽リハビリー
17	蘭島1丁目3番27号	蘭島保育園
18	色内3丁目2番8号	デイサービス希望の杜
19	銭函2丁目2番16号	デイサービスセンター生きがいサロン銭函
20	手宮1丁目5番27号	なすのハイツ
21	手宮2丁目1番1号	マイラシーク手宮

15 被災建築物の二次災害防止のための緊急措置

地震発生後、二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を実施し、その判定に基づいて、当該建築物の使用の可否を建築物所有者等に情報提供するものとする。

(1) 応急危険度判定の実施体制

応急危険度判定は、市対策本部が実施を決定し、市（建設対策部建築調査班）が市職員応急危険度判定士を招集して行う。ただし、被害状況から支援が必要な場合は、北海道へ判定士の派遣を要請する。

(2) 応急危険度判定

① 対象建築物

全ての被災建築物を対象とするが、被害状況により、対象を限定することができる。

② 開始時期及び調査方法

地震発生後できる限り早い時期に、主として目視により危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造ごとに調査表をもって行う。

③ 内容及び結果の表示

建築物や建築物からの落下・転倒物等の危険性をそれぞれ判定し、その判定結果を次の表のとおり区分の上、建築物の出入口等に判定ステッカーを貼付する。

区分	判定内容	判定ステッカー
危険	損傷が著しく、倒壊の危険性が高く、使用及び立ち入りができない。	「危険」(赤)
要注意	損傷は認められるが、注意事項に留意した場合、立ち入りができる。	「要注意」(黄)
調査済	損傷が少なく、立ち入りができる。	「調査済」(緑)

④ 効力

行政機関による情報の提供によるものとする。

⑤ 変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合、あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

(3) 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次災害を防止するため、北海道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省）に基づき、建築物の被災状況の把握、建築物の所有者に対する応急措置の指導等を実施する。

第21 災害救助法の適用・実施対策

災害対策基本法では災害が発生した場合には、本部長が応急措置をとるべきことが義務づけられているが、応急措置のうち一定規模以上の災害に際しての救助については、災害救助法が適用され、北海道知事が実施することとなる。

1 実施責任

(1) 北海道

一定規模以上の災害が発生した場合の救助活動について、市に対し災害救助法を適用し、応急救助活動を実施する。

(2) 小樽市

本部長は、知事が行う災害救助法による救助を補助する。ただし、災害救助法第13条第1項の規定により、必要により知事から委任される救助については、本部長が行う。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域において、当該災害に係る現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

(1) 災害救助法の適用条件（小樽市の場合：人口100,000人以上300,000人未満に該当）

- ① 被害が市町村単独で住家滅失世帯数が100世帯以上の場合
- ② 被害が広範囲（全道で2,500世帯以上）で住家滅失世帯数が50世帯以上の場合
- ③ 被害が全道にわたり12,000世帯以上の世帯が滅失した場合で、市域内の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。

第22 各種手続きのための証明書等の交付体制対策

1 罹災証明書及び被害届兼被害届出証明書の交付体制の確立

市（財政対策部、建設対策部及び消防部）は、被災者への各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害程度の調査を進め、罹災証明書及び被害届兼被害届出証明書の速やかな交付ができるよう体制を確立する。

2 その他

その他、市民等からの見舞金や減免の要請に応じて、速やかに対応ができるよう体制を確立する。

第23 複合災害への備え及びその他の対策

1 複合災害への備え

市及び防災関係機関は、複合災害が発生する可能性を認識し、後発災害に対しても応援を含めた人員や資機材の確保など備えの充実に努めるものとする。

複合災害が発生した場合は、本編の大規模震災対策を基本として、第3編の個別災害に記載している災害応急対策を考慮することにより、災害対応を実施するものとする。

2 その他

各種対策については、最新の知見を基に随時見直しを図るとともに、迅速・的確な行動を可能とする対応マニュアルも整備しておくものとする。

第4節 災害復旧計画

応急復旧に当たっては、地域住民の生活手段の確保を最優先とし、被災者の要請に応じて速やかに罹災証明書等を交付するとともに、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため迅速、適切な対策を講ずるものとする。

復旧対策の実施に当たっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧にとどまらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講ずる等、適切な復旧対策を実施するものとする。

また、被災者等の復旧に対する援助等の措置に当たっては、関係機関等は相互に緊密なる連絡をとり、迅速に被害状況等を把握し、適切、公平な対策を実施するものとする。

第1 各種手続きのための証明書等の交付

1 罹災証明書及び被害届兼被害届出証明書の交付

市（財政対策部、建設対策部及び消防部）は、市域に関する災害で影響があった被災者から申請があったときは、災害による住家等の被害程度の調査を進めた上で、罹災証明書及び被害届兼被害届出証明書の速やかな交付に努める。

2 その他

その他、市民等からの見舞金や減免の要請に応じて、速やかな交付に努める。

なお、市の現行の支援制度は、「5 市民生活安定のための支援」のとおりである。

第2 復旧事業計画

1 実施責任

法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものは、速やかに被災した施設の災害復旧を実施するものとする。

2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧計画

- ① 河川、② 海岸、③ 砂防設備、④ 林地荒廃防止施設、⑤ 地すべり防止施設
⑥ 急傾斜地崩壊防止施設、⑦ 道路、⑧ 港湾、⑨ 漁港、⑩ 下水道、⑪ 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市施設災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において、国及び北海道が全額又は一部を負担し、又は補助して行われる。

4 激甚災害に係る財政援助措置

激甚な災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

5 市民生活安定のための支援

地震等の災害により、被害を受けた市民の自立復興を促進し、市民生活安定の早期回復を図るため、市及び関係機関は法令等による各種支援を行うものとする。

(1) 被災者生活再建支援法による支援

生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を利用して支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援するものとする。

(2) その他による支援

被災した市民の生活再建に向けて、市及び関係機関は法令等により各種支援を行うものとする。

○主な支援制度

注) 支給、貸付などに当たっては対象などの諸要件がある。

支援の種類	内 容	担 当
災害弔慰金、災害障害見舞金の支給	自然災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。また、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に対し、災害障害見舞金を支給する。	住民対策部
災害援護資金の貸付	災害救助法が適用された災害について、家財等に被害のあ	住民対策部

	った世帯主に対し、災害援護資金の貸付を行う。	
罹災見舞金、傷い見舞金、弔慰金の支給	災害救助法が適用されない災害の被災者に対し、災害見舞金（り災見舞金、傷い見舞金、弔慰金）を支給する。	住民対策部
住家被害見舞金、災害弔慰金等の支給	災害により被災した道内居住者に対し、知事が災害弔慰金等を支給する。また、災害により自己所有の家屋並びに借家に居住し被災した世帯に対し、知事が災害見舞金を支給する。	北海道 (住民対策部経由)
罹災証明の発行	被害にあった家屋等の調査を実施し、罹災証明の発行を行う。	財政対策部 建築対策部
税、国民健康保険料などの減免、各種福祉サービスの自己負担の軽減など	被災した市民の市税、国民健康保険料などの減免などを行う。また、保育費負担金など、各種福祉サービスの自己負担の減免などを行う。	税：財政対策部 保険料：住民対策部
母子父子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金）	ひとり親家庭の父母等で、現に居住し、かつ原則として所有する住宅を補修・保全・改修、又は建設・購入・増築する場合、資金の貸付を行う。	北海道 (住民対策部経由)
生活福祉資金貸付	厚生労働省の要綱に基づくもので、ほかの貸付制度が利用できない低所得者世帯や障がい者・高齢者世帯に対し、市町村の社会福祉協議会が窓口となって住宅資金及び災害援護資金の貸付を行う。	市社会福祉協議会

第5節 補足資料

第1 想定する最大規模の津波災害の避難対象区域等

別表1

津波災害避難対象区域

地区名	町名	津波避難場所等／標高(m)
蘭島・忍路地区	蘭島1丁目1~27	忍路中央小学校・忍路中学校／25 忍路中学校旧校舎／19
	蘭島2丁目3~42・89~129	
	忍路1丁目456・460・589	
桃内・塩谷地区	桃内1丁目79・81・85	塩谷小学校／26 桃内町内会館／15
	塩谷1丁目17~25・27~30・33	
	塩谷2丁目28~30	
祝津・高島地区	祝津1丁目18~35・43	旧祝津小学校グラウンド／18 高島小学校／52
	祝津2丁目179・183~225	
	祝津3丁目7~15・19・86・89・91~98・102・110・117・120・124・145・146・165・170・178~180・182・190・191・197・208・210・212・280・320・435	
	高島1丁目全部	
	高島2丁目1~8	
	高島3丁目1~5・12~15	
港湾地区	手宮1丁目1~6	手宮中央小学校／37 いなきた コミュニティセンター／12 稲穂小学校／29 潮見台小学校／14 双葉中学校／20 小樽水産高校／28 双葉高等学校／21 市民センター／8
	手宮2丁目1~2	
	石山町10	
	末広町1~2	
	錦町1・3・5・7~22	
	色内1丁目1~6・8・10	
	色内2丁目1~11・15~18・20	
	色内3丁目全部	
	稲穂5丁目1~3	
	港町全部	
	堺町全部	
	入船1丁目1~2	
	相生町6	
	住吉町1・2・4	
	有幌町全部	
	信香町1~5	
勝納町1~3・6~8		
若竹町3・7・8・13・14		
築港全部		
船浜・朝里地区	船浜町全部	桜小学校／38 朝里小学校／35 朝里中学校／33 東小樽会館／31
	朝里1丁目全部	
	朝里4丁目1~3	
銭函(1)地区	銭函1丁目23	銭函サ－ビ－センター／39 銭函保育所／19 銭函小学校／34 銭函中学校／50
	銭函2丁目1~3・13・24・25・28~30・32~56	
	銭函3丁目3~296・299・389~575	
銭函(2)地区	銭函4丁目全部	
銭函(2)地区	銭函5丁目石狩湾新港西地区・樽川地区	

別表2

津波災害避難区域内世帯数・人口

地区名	世帯数(推計)	人口(推計)
蘭島・忍路地区	329世帯	571人
桃内・塩谷地区	207世帯	377人
祝津・高島地区	560世帯	1,155人
港湾地区	2,193世帯	3,512人
船浜・朝里地区	124世帯	201人
銭函(1)地区	1,155世帯	2,076人
銭函(2)地区	25世帯	25人
銭函(2)地区	0世帯	0人
(合計)	4,593世帯	7,917人

- 津波災害避難対象区域：浸水域は、住居等のある区域で概ね標高5m以下にあることから、5m以下の場所を含む区域の住所を記載している
- 世帯数及び人口は世帯数及び人口は令和7年9月1日現在の住民基本台帳から算出

第2 避難情報の発令判断・伝達マニュアル（津波災害編）

1 避難指示の発令対象とする津波災害

- (1) 大津波警報、津波警報が発表された場合
- (2) 最大クラスの津波があった場合に想定される津波災害警戒区域において、強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域

避難指示の対象区域は、津波ハザードマップやその基となる津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とし、津波災害警戒区域の指定が完了していない市町村においては、津波浸水想定を参考とする。

対象地域は、別表に示す「津波災害避難対象地域」のとおりとする。

(1) 大津波警報の発表時

最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域（津波災害警戒区域等）

※ 本編第5節補足資料の「津波災害警戒区域図」を参照。

ただし、津波の浸水範囲は浸水想定に精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立ち退き避難を考えるべきである。

(2) 津波警報の発表時

津波の高さが高いところで3mと予想される。海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。

ただし、津波の高さは、予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されることから、避難指示の発令対象区域は広めに設定する必要がある。

※ 津波注意報の発表時

津波の高さが高いところで1mと予想される。基本的には海岸沿いの海岸堤防等の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。

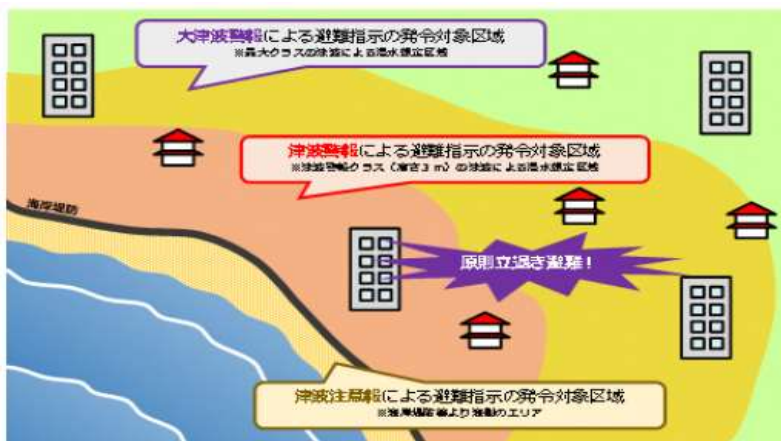
ただし、津波の高さは、予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域については、それを考慮した避難指示の発令対象区域を設定する必要がある。

海岸堤防等がない地域で地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする必要がある。

※ 津波の高さ：津波がない場合の潮位（平常潮位）と、津波によって変化した海面との高さの差

3 避難指示の発令対象となる人

避難指示の発令の対象となるのは、「2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域」内に居住又は滞在する人とする。



4 浸水想定区域に所在する地下施設について

浸水想定区域に所在し、不特定かつ多数の者が利用する地下街等、地下施設に該当する所有者又は管理者は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために避難確保計画を作成しなければならない。

5 避難指示の発令を判断するための情報

地震の発生から、3分程度を目処に津波警報等が発表される。

津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、正確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、正確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10 m < 予想高さ	10 m 超	巨大
	5 m < 予想高さ ≤ 10 m	10 m	
	3 m < 予想高さ ≤ 5 m	5 m	
津波警報	1 m < 予想高さ ≤ 3 m	3 m	高い
津波注意報	0.2 m < 予想高さ ≤ 1 m	1 m	(表記しない)

6 避難指示の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難指示	(災害対策基本法第60条第1項) 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難 (立退き避難) する。

- ※ 災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に係る避難情報には、警戒レベルを付さない。
- ※ 震源が沿岸に近い場合は、地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある、津波災害警戒区域等にいるときに強い揺れ（震度4程度以上）、又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

7 避難指示の発令基準

避難情報の発令基準は、第20津波災害応急対策 9 避難指示の発令を準用する。

8 避難指示の解除基準

当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報が解除された段階を基本として解除する。

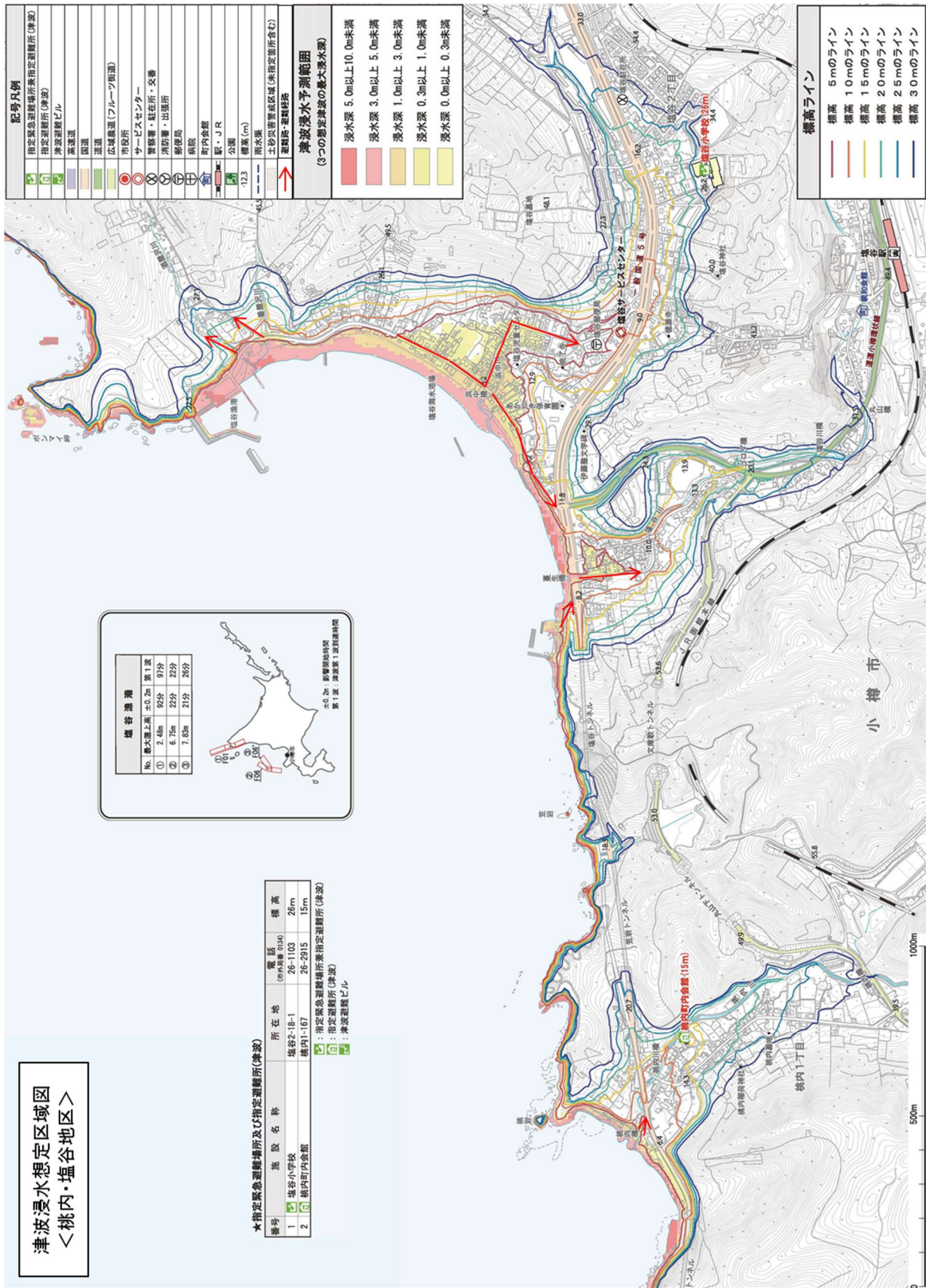
ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

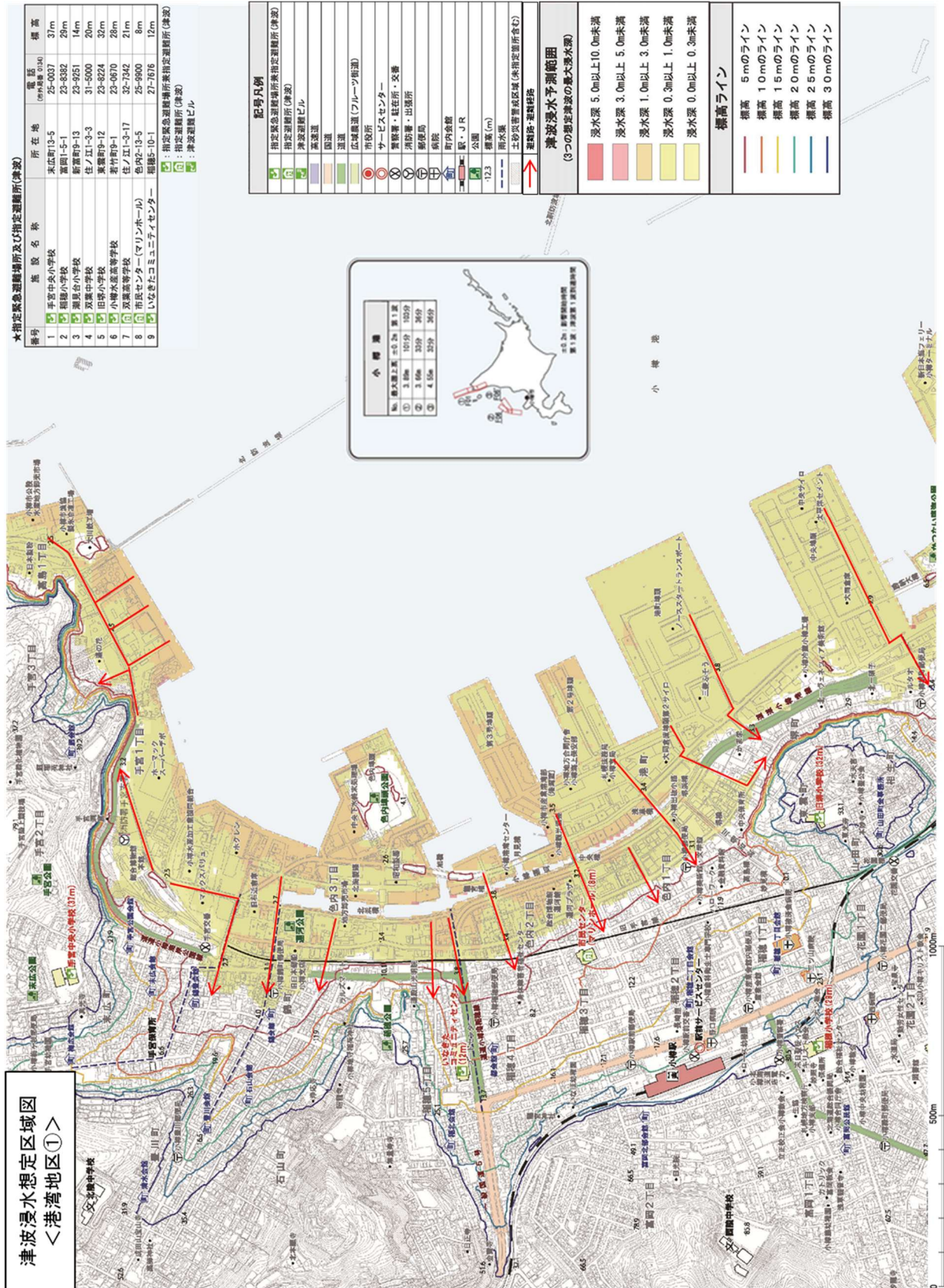
9 避難指示の伝達文

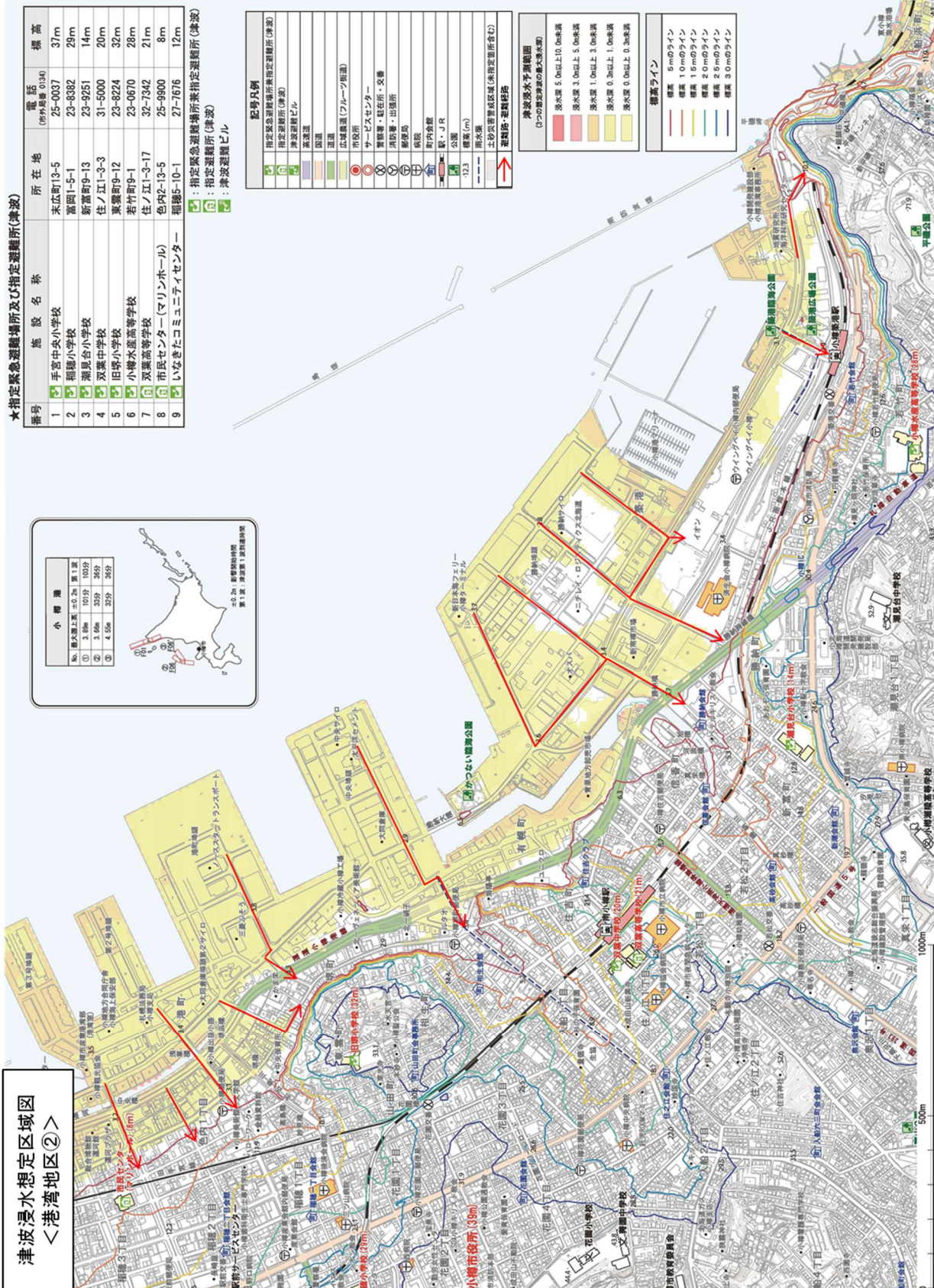
- (1) 避難指示の伝達文は、第20津波災害応急対策 7 避難指示の伝達文を準用する。

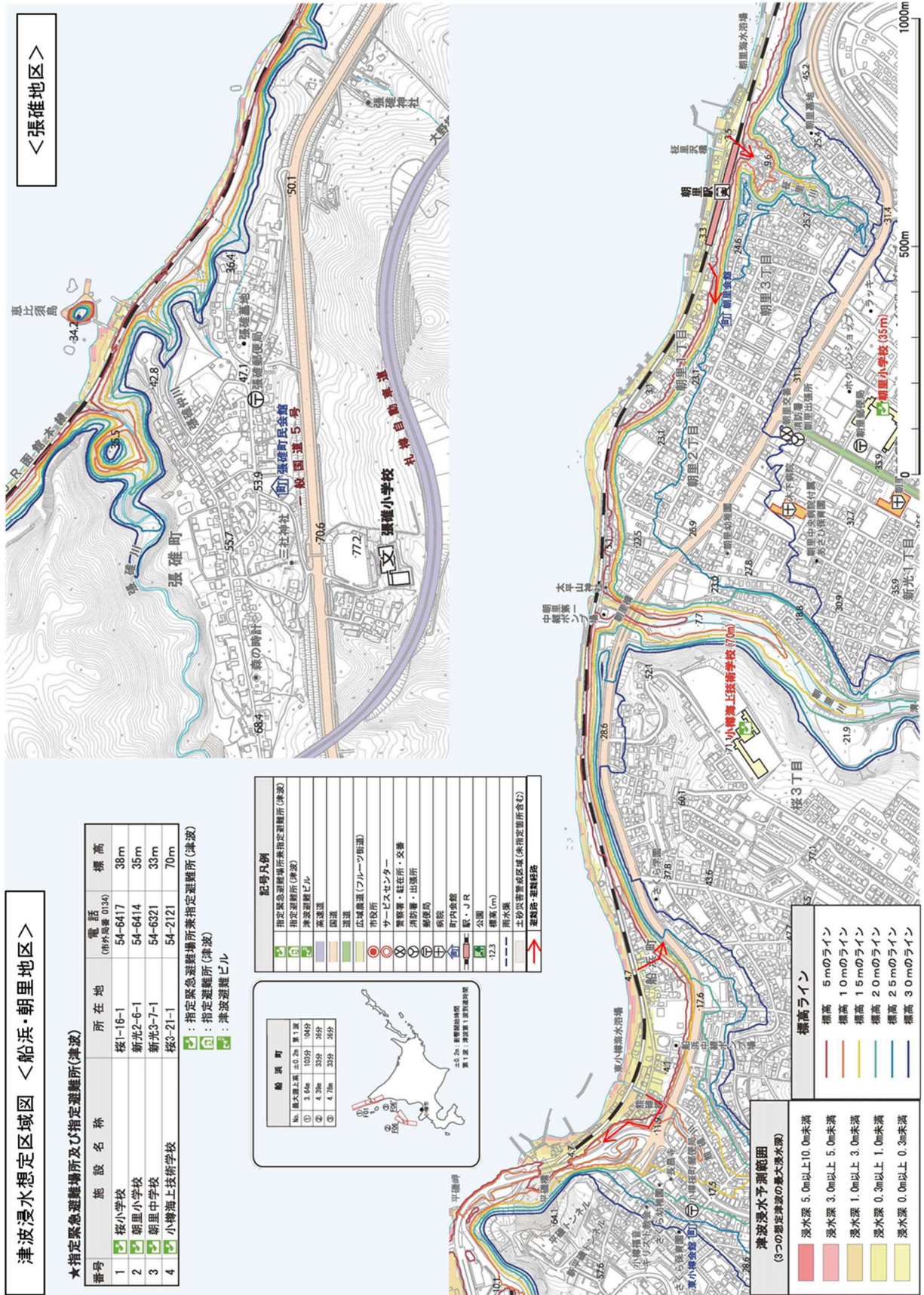
津波災害避難路一覧（避難路：指定緊急避難場所等に至る幅員6m以上の公道）

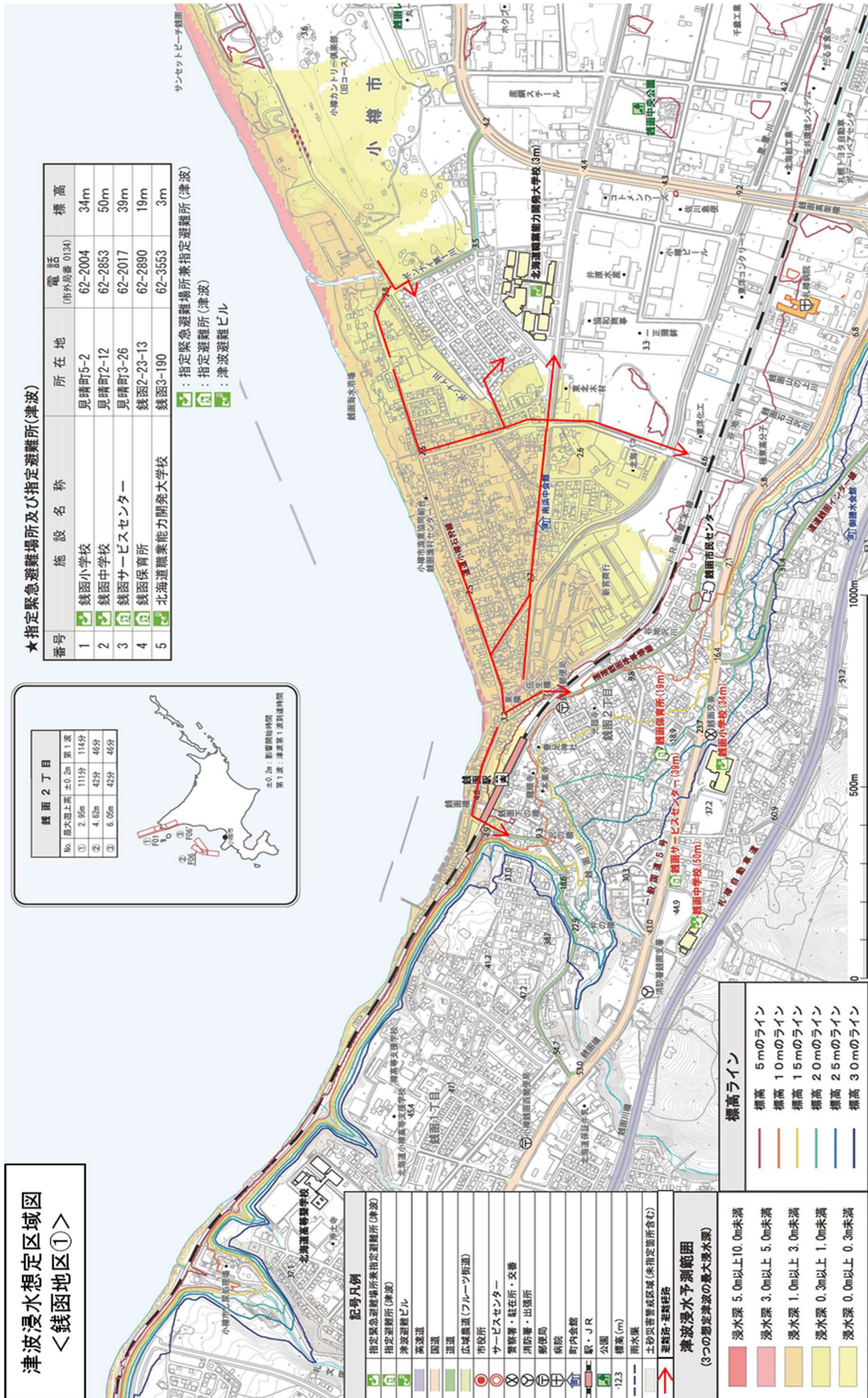
地区名	避難路	地区名	避難路
蘭島・忍路地区	浜通線	港湾地区	高商通線
	蘭島神社前通線		道道天神小樽停車場線
	国道5号		仲一小路第2線
	忍路本通線		立岩線
忍路海岸通線	東雲線		
桃内・塩谷地区	桃内本通線		入船線
	塩谷浜通線		山の上線
	塩谷本通線		住吉線
	道道小樽環状線		開運線
	記念通線		若松線
	国道5号		道道天神南小樽停車場線
	塩谷小学校通線		新地線
祝津・高島地区	祝津小学校新通線		元金雲町線
	祝津山手線		潮見台線
	新道線		新富線
	祝津高島海岸線		新潮線
	豊井道線	大通線	
	稲荷道線	水産学校裏通線	
	中央道線	水産学校東通線	
	高島街道線		
	道道小樽海岸公園線		
港湾地区	厩中央線	船浜・朝里地区	船浜通線
	赤岩線		桜本通線
	手宮川通線		桜14号線
	手宮仲通線		桜2号線
	石山線		海岸線
	長橋線		朝里本通線
	道道小樽海岸公園線	道道定山溪線	
	道道小樽港稲穂線	朝里北20号線	
	高島線	東小樽線	
	竜宮通線	銭函地区	道道小樽石狩線
	船見線		道道銭函停車場線
	中央通線		軍用線
	仲見世通線		シコロタイ線
	浅草線		シコロタイ新通線
	於古瓮川通線		銭函石山線
	本通線		御膳水通線
本通線第2線	銭函道営住宅横通線		
小樽港縦貫線	職業訓練所横通線		
勝納築港線	谷地線		
築港2号線	銭函3丁目あかしやタウン1号分線		
機関庫前通線	銭函3丁目あかしやタウン1号線		
港線	銭函3丁目あかしやタウン2号線		
臨港道路	銭函3丁目あかしやタウン中央線		
堺学校下通線	大浜海水浴場通線		
	国道5号		
	国道337号		

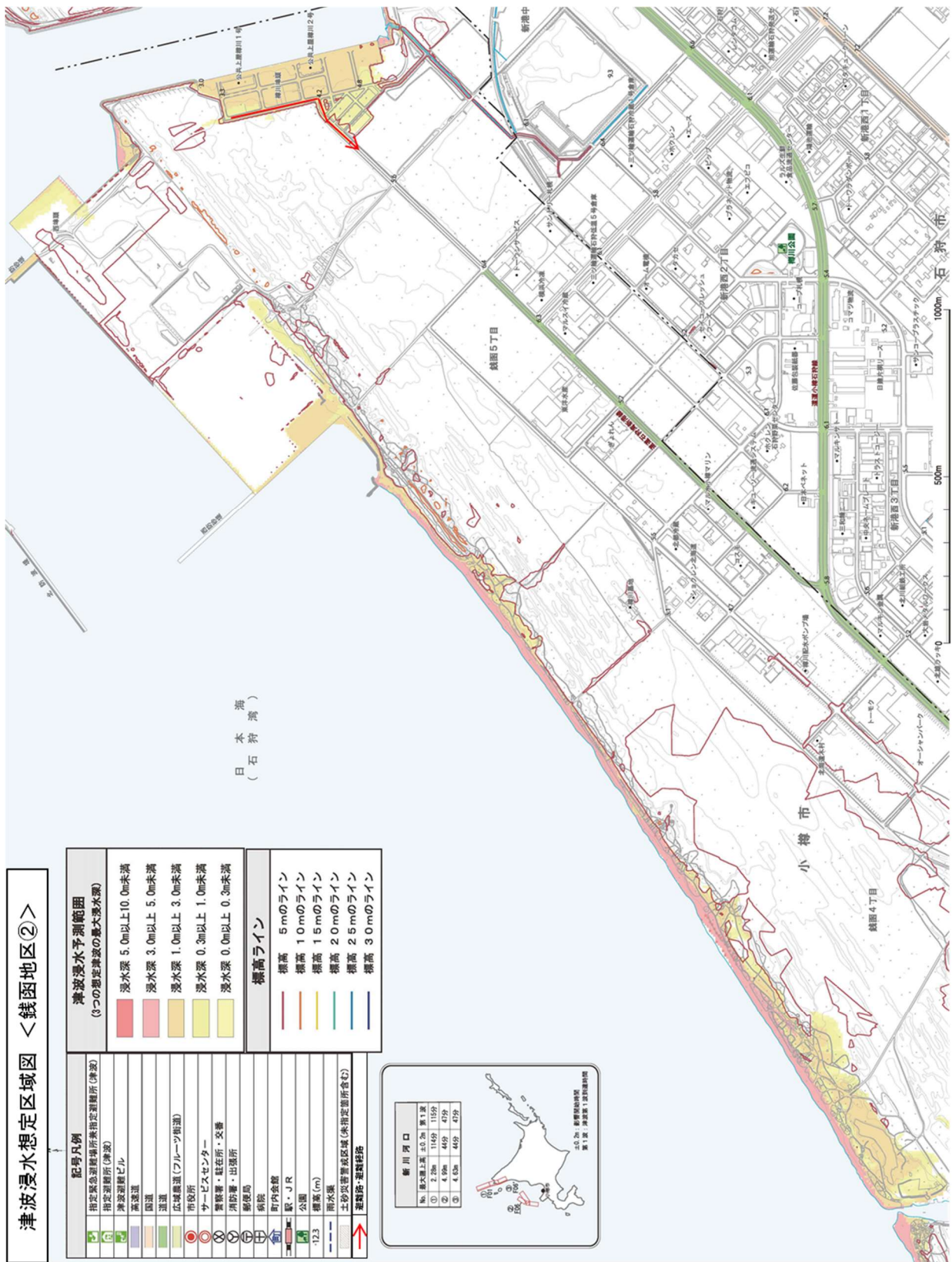












第3 市民等を避難させる場合の判断基準と対応

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、市民等の生命又は身体を保護するため、必要と認める地域住民に対して、安全地域への避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は避難所を開設するための判断基準と対応は、次に定めるところによる。

1 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示の区分等

指示権者	区分	要件、指示等の内容	根拠法令等
市長	【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害により人的被害の発生のおそれがあり、要配慮者等、特に避難行動（避難支援者は支援行動、その他は避難準備）に時間を要する者が、避難行動を開始する必要があると認められるとき【警戒レベル3】高齢者等避難を提供	災害対策基本法 第56条
	【警戒レベル4】 避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示	災害対策基本法 第60条
知事	【警戒レベル4】 避難指示	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長が行うべき上記の措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施	災害対策基本法 第60条
警察官	【警戒レベル4】 避難指示	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立ち退きを指示	災害対策基本法 第61条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき	警察官職務執行法 第4条
海上保安官	【警戒レベル4】 避難指示	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立ち退きを指示	災害対策基本法 第61条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	【警戒レベル4】 避難指示	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき、立退くべきことを指示	水防法 第29条
知事又はその命を受けた吏員	【警戒レベル4】 避難指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、立退くべきことを指示	地すべり等防止法 第25条
自衛官	【警戒レベル4】 避難指示	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、警察官職務執行法を準用	自衛隊法 第94条

【警戒レベル3】『高齢者等避難』は、災害が発生するおそれがある状況、すなわち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。避難に時間を要する高齢者等は、この時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

市長から【警戒レベル3】高齢者等避難が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。

【警戒レベル4】『避難指示』は、災害が発生するおそれが高い状況、すなわち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。居住者等は、この時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

市長から【警戒レベル4】『避難指示』が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。

なお、津波災害は切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に関して発令する避難情報には警戒レベルを付さない。また、どのような津波であれ、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

2 避難情報の発令基準の策定及び住民等への周知

避難情報の発令に当たっては、河川管理者及び水防管理者等の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域や伝達方法を明確にした避難情報の発令基準を策定する。

また、住民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難情報の意味と内容の説明、避難の対象となる区域や避難情報の発令基準について、日頃から住民への周知に努める。

3 避難情報の対象者

避難情報の対象者は、居住者、滞在者、通過者等避難を要すると認められる区域内にいる全ての者とする。

4 避難情報の伝達の方法

(1) 指示事項

伝達すべき事項は、おおむね次の事項とし、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように伝達文を工夫することや、避難情報の対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が住民にとって分かりやすい内容となるよう配慮するものとする。

- ① 避難情報の理由及び内容
- ② 避難場所及び避難経路
- ③ 火災、盗難の予防措置

④ 携行品等その他の注意事項

(2) 伝達の方法

次に掲げる事項のうち、地域等の実情を考慮し、いずれかの方法により行うものとする。なお、場合によっては、二つ以上の方法を併用するものとする。

① ラジオ（FMおたる）放送による伝達

緊急非常放送システムを使用し、市から直接放送する。

② 信号による伝達

消防車両、消防本部、消防署、各支署・各出張所・支所に設置されているサイレン（第3編 第3節 災害応急対策計画、第19 風水害対策に準じる。）を使用する。

③ 広報車による伝達

消防車両及び放送設備を有する車両を必要に応じて動員し、関係地域を巡回する。

④ 放声社（株北海道時事放声社）の街頭放送による伝達

⑤ 地区情報責任者（消防団員）による伝達

⑥ 伝達員による戸別訪問

夜間において、停電で風雨が激しい場合など、上記の伝達方法では実効をあげることが不可能な場合は、消防部（消防署及び消防団）で伝達班を編成して戸別訪問伝達を行う。

⑦ Lアラート(*)を活用した伝達（テレビ・ラジオ、緊急速報メール）

北海道防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク）を通じ、Lアラートに避難情報を提供することにより、テレビ・ラジオ放送及び緊急速報メール（NTTドコモ、KDDI（au）、ソフトバンク、楽天モバイル）で伝達する。

注）システムの不具合等により、Lアラートによる情報伝達が困難な場合

- ・ NHK札幌放送局は、原則市からのメール、FAX、電話連絡により、避難情報を放送する。（平成17年4月1日運用開始）
- ・ 緊急速報メールは、携帯電話事業者の配信サイトへの登録により、避難情報を配信する。

※「Lアラート（災害情報共有システム）」とは、（一財）マルチメディア振興センターが運営するシステムで、地方公共団体から発信された情報を収集し、その情報の配信を簡素化・一括化し、様々なメディアを通じて地域住民に迅速かつ効率的に提供するシステム。

地方公共団体では、災害時の避難情報をLアラートへ送信することでテレビ・ラジオ、緊急速報メール等を通じて住民に情報提供できることとなる。

⑧ 防災行政無線（屋外拡声子局）による伝達

第4 災害情報報告書様式

様式1

災 害 情 報 報 告 書

〔 報告第 号（速報、中間報告、最終報告） 〕

総務部	災 害 情 報 受 付 日 時				
	月	日 ()	午前・午後	時 分	
	総務部長	総務部次長	総括班長	総括班員	
所管部	部 及 び 部 長 名		部 印		
	情 報 連 絡 責 任 者		印		
	情 報 受 理 者		印		
	現 場 責 任 者		(所管部との連絡手段：)		
情報提供者	氏名		受付日時	月 日 時 分	
	住所		所在 (具体的に)		
	電話				
災 害 情 報 の 概 要					
災害の原因			災害発生日時		
応急対策出動状況		車両 台、 人員 人			
種別	場所	被害状況	被害数	被害金額	応急対策状況

注1) この報告書は、災害対策本部設置に至らない小規模な災害発生時にも使用する。
本部設置時〔所管部→総括部総括班〕、本部未設置〔所管部→総務部災害対策室〕
注2) 災害情報の概要の種別欄には、人的・住家・農業・土木被害等、各部所管の被害状況調査項目名を記載する。

被害状況報告

様式3

月 日 時現在

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因					
災害発生場所									
発信	機関（市町村）名			受信	振興局名				
	職・氏名				職・氏名				
	発信日時				発信日時				
項目		件数等	被害金額（千円）	項目		件数等	被害金額（千円）		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	河川	箇所			
	うち災害関連死者	人			海岸	箇所			
	行方不明	人			砂防設備	箇所			
	重傷	人			地すべり	箇所			
	軽傷	人			急傾斜地	箇所			
計	人		道路		箇所				
② 住家被害	全壊	棟			橋梁	箇所			
		世帯							
		人							
	半壊	棟				小計	箇所		
		世帯			市町村工事	河川	箇所		
		人				道路	箇所		
	棟			橋梁		箇所			
	一部損壊	棟			小計	箇所			
		世帯			港湾	箇所			
		人			漁港	箇所			
床上浸水	棟		下水道	箇所					
	世帯		公園	箇所					
	人		崖くずれ	箇所					
床下浸水	棟		計	箇所					
	世帯		⑥ 水産被害	沈没流出	隻				
	人			破損	隻				
棟		計		隻					
世帯		漁港施設		箇所					
人		共同利用施設		箇所					
棟		その他施設		箇所					
世帯		漁具（網）		件					
人		水産製品		件					
棟		その他		件					
世帯		計							
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所		
		その他	棟			治山施設	箇所		
	半壊	公共建物	棟			林道	箇所		
		その他	棟			林産物	箇所		
	計	公共建物	棟			その他	箇所		
その他		棟	小計		箇所				
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没等		ha	一般民有林	林地	箇所	
			浸冠水		ha		治山施設	箇所	
		畑	流出・埋没等		ha		林道	箇所	
			浸冠水		ha		林産物	箇所	
	農作物	田	ha	その他	箇所				
		畑	ha	小計	箇所				
	農業用施設	箇所	計	林地	箇所				
	共同利用施設	箇所		治山施設	箇所				
	営農施設	箇所		林道	箇所				
	畜産施設	箇所		林産物	箇所				
その他	箇所	その他		箇所					
計			小計	箇所					
			計	箇所					

項 目		件数等	被害金額（千円）	項 目		件数等	被害金額（千円）	
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害		箇所		
	病 院	公 立	箇所	⑫社会 福祉施設	公 立	箇所		
		個 人	箇所		法 人	箇所		
	清掃 施設	一般廃棄物処理	箇所	等被害		計	箇所	
		し尿処理	箇所	⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所		—
火 葬 場	計	箇所			鉄道施設	箇所		
		箇所			被害船舶（漁船除く）	隻		
⑨ 商工 被害	商 業	件			空 港	箇所		
	工 業	件			水 道	戸		—
	その他	件			電 話	回線		—
⑩ 公立 文教 施設 被害	計	件			電 気	戸		—
		箇所			ガ ス	戸		—
	小 学 校	箇所			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		—
	中 学 校	箇所			都 市 施 設	箇所		
	高 校	箇所		被害総額				
その他文教施設	箇所		火災 発生	建 物	件			
計	箇所			危 険 物	件			
公共施設被害市町村数	団体			そ の 他	件			
り 災 世 帯 数	世帯		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人				
り 災 者 数	人		道（総合振興局又は振興局）					
消防職員出動延人数	人		市町村名					
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）							
	市町村名		名 称		設置日時		廃止日時	
災害救助法適用市町村名								
補足資料（※別葉で報告）								
<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 								

別表1

被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 なお、死者の計上場所については、下記のとおりとする。 (1)被災地が確定又は推定できる場合 被災市町村で計上 (2)被災地が不明でかつ死体発見場所が確定又は指定できる場合（ただし、下記（4）の場合を除く。）死体発見場所で計上 (3)被災地も死体発見場所も不明な場合 死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」（記載ない場合は、「死亡したところ」）に記載された市町村で計上 (4)被災地が不明な場合で、明らかに災害場所と関係のない場合で死体が発見された場合 居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。 なお、行方不明者の計上場所については、下記のとおりとする。 (1)被災地が確定又は推定できる場合 被災地で計上 (2)被災地が不明な場合 被災当時の所在地（住民登録の有無に関係なく実際に居住し、生活の基盤のあった場合。以下同じ。）で計上 (3)被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害発生場所と関係のない場所であった場合死体発見場所も不明な場合 勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 (1)負傷者の取扱いについて 原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ。）によるものを計上する。なお、避難所等における避難生活中に負傷したものについては、次のイに掲げるものを除き、負傷者に含めないこととする。 ア 家屋倒壊など当該災害が直接的原因となり負傷したもの イ 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第8条の規定に基づき災害障害見舞金の支給を受けたもの
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1月未満で治療できる見込みのものとする。
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具

	の被害は含まない。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 (1)被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

被害区分		判定基準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1)被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。 (1)被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1)公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2)その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3)土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4)被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1)流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2)埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3)被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1)浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2)倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判定基準
⑤ 土木被害	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道 公園	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)公園を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1)港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2)被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具(網) 水産製品	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。 加工品、その他の製品をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判定基準
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑪社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑫社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(回線)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	
り災世帯数（世帯）	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
り災者数(人)	り災世帯の構成員とする。	
火災発生	火災発事件数については、地震又は火山噴火による場合のみ報告する。	

第5 罹災証明書の交付様式

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	

被災住家* の世帯 構成員	氏名	続柄	年齢	性別	備考
		世帯主			

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家* の所在地	
住家*の 被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水

※住家とは、現実的に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備 考	
-----	--

上記のとおり相違ないことを証明します。

樽災第 号

年 月 日

小樽市長

印

(注意事項)

この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。